

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年6月15日提出
【計算期間】	第8期特定期間 （自 平成21年9月16日 至 平成22年3月15日）
【ファンド名】	フロンティア・ワールド・インカム・ファンド
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 昭
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	大澤 団
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【電話番号】	03－3277－1818
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは、追加型投信／海外／債券に属し、投資信託証券を主要投資対象として、長期的に安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券
追加型	海外	不動産投信
	内外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回	日本	ファミリーファンド
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回（隔月）	欧州	ファンド・オブ・ファンズ
	年12回（毎月）	アジア	
	日々	オセアニア	
	その他（ ）	中南米	為替ヘッジ
不動産投信		アフリカ	
その他資産 （投資信託証券（債券 公債））		中近東（中東）	
		エマージング	あり（ ）
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変更型			なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

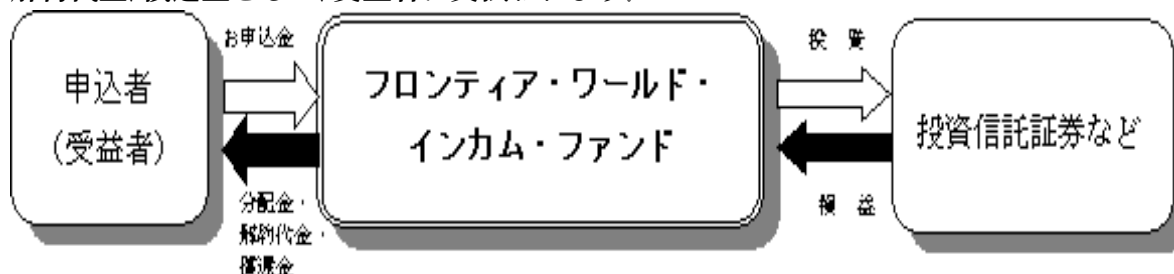
■属性の定義

その他資産 （投資信託証券 （債券 公債））	投資信託証券への投資を通じて、実質的に債券 公債に投資を行います。
年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

※当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（債券）とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

当ファンドは、投資対象である投資信託証券へ投資を行います。その投資成果は収益分配金、解約代金、償還金として、受益者に支払われます。



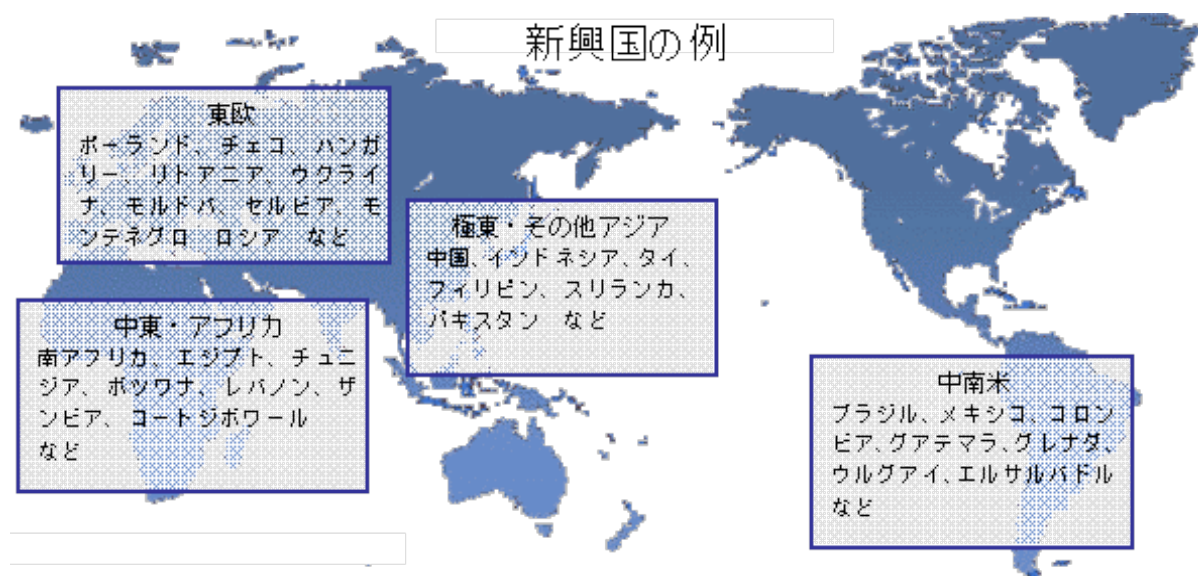
b. ファンドの特色

1

「フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド」が運用する外国籍の投資信託証券を通じて、主として新興国の政府または政府機関などが発行する債券に実質的に投資することにより、長期的に安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指します。

新興国とは・・・

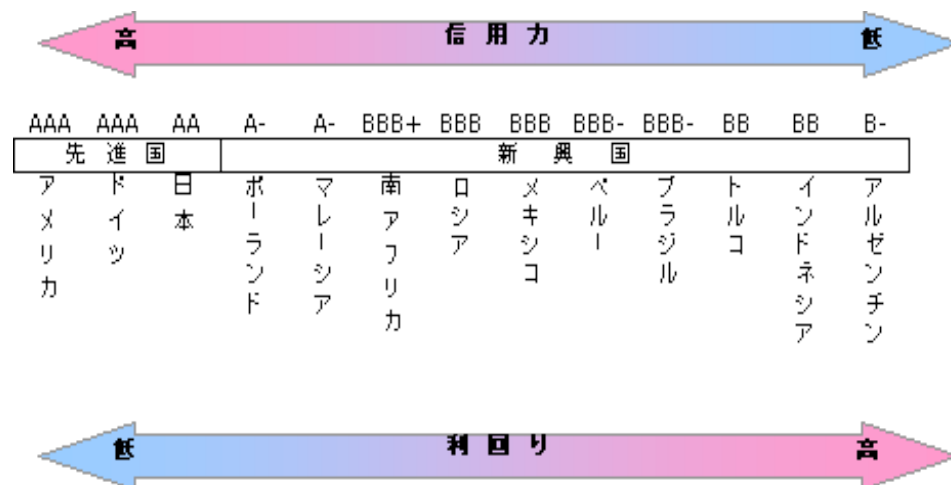
一般に、経済が発展段階にあり、今後も更なる経済成長が期待できる国および地域を指し、エマージング諸国とも呼ばれています。



※ 上図は、一般的な新興国を例示したものであり、当ファンドが当該国に実質的に必ず投資することを意味するものではありません。また、上記以外の国に実質的に投資する場合があります。

新興国債券は・・・

先進国の国債などと比較してカントリーリスクが高い反面、相対的に高い利回りが期待できます。



出所：S&Pの外貨建長期発行体格付（平成22年4月末現在）に基づき新光投信作成。各国の格付けは、今後変更される可能性があります。

<新興国のカントリーリスクについて>

新興国は、先進国に比べ政治・経済情勢などが不安定であり、投資環境の急変（経済危機、債務不履行（デフォルト）、政情不安、クーデター、重大な政治体制の変更、資産凍結などの規制導入、自然災害、戦争など）により市場混乱が生じた場合などには、新興国債券の価値が著しく下落することがあります。当ファンドのリスクの詳細に関しては、「3 投資リスク (1) ファンドのもつリスク」をご参照ください。

■ 参考指標として、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド（円換算）を使用します。

JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイドとは・・・

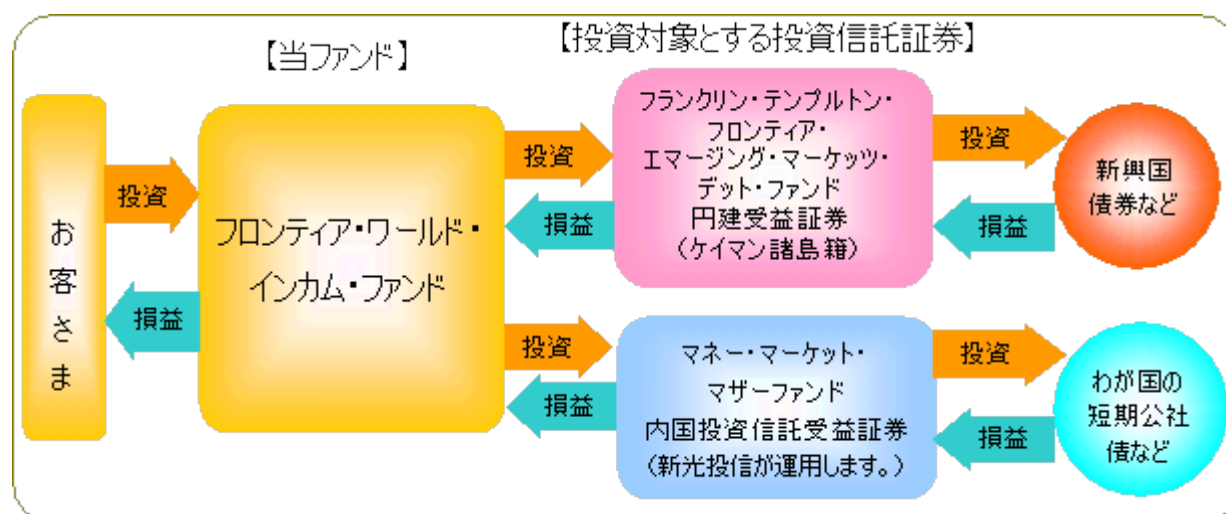
J.P.モルガン セキュリティーズ インクが公表している新興国の債券のパフォーマンスを表す指数です。

同指数は、J.P.モルガン セキュリティーズ インクが定める条件により選ばれた、政府または政府機関が発行する、米ドル建てのブレディ債（1989年のブレディ提案に基づいて新興国が発行し、米国市場、ユーロ市場などの国際的な市場で流通する債券）、ユーロ債およびローンで構成されている時価総額加重平均指数で、1993年12月31日より算出されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.モルガン セキュリティーズ インクに帰属します。

JPMorganは、「JPMorgan EMBI」「JPMorgan EMBI Global Diversified（JPモルガン EMBI グローバルディバーシファイド）」が参照される可能性のある、または販売奨励の目的でJPMorgan EMBI、JPMorgan EMBI Global Diversifiedが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。JPモルガンは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否、またはJPMorgan EMBI、JPMorgan EMBI Global Diversifiedが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。JPモルガンは、JPMorgan Chase & Coならびに全世界の同社の子会社および関連会社のマーケティングネームです。※同指数の（円換算）とは、米ドル建指数を新光投信が円換算したものです。

2

主として外国籍の投資信託証券に投資し、一部で国内投資信託証券にも投資するファンド・オブ・ファンズです。



- 各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市場動向などを勘案して決定するものとし、原則として、「フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド」の組入比率は90%程度以上とすることを基本とします。
- 投資信託証券に含まれる外貨建資産については、原則として当ファンドにおいて為替ヘッジを行いません。
- 投資対象とする外国籍の投資信託証券への投資にあたっては、フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッドから投資助言および情報提供を受けます。
※資金動向、市場動向などを勘案し、上記のような運用を行わない場合があります。

フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド の特色

- ・ 新興国の政府または政府機関などが発行する債券に主として投資します。
- ・ 米ドル、ユーロなど先進国通貨建ての債券に加え、純資産総額の50%までの範囲で新興国通貨建ての債券にも投資することで、収益機会の拡大を図ります。
- ・ 対円での為替ヘッジは原則として行いません。

※新興国政府が発行する債券と同等の投資効果を有する仕組債に投資する場合があります。

フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッドについて

フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド（FTIML社）は、1985年に英国で設立された資産運用会社で、グローバルに資産運用業務を展開する米国独立系資産運用グループであるフランクリン テンプルトン インベストメンツ（設立：1947年、運用総資産：約54.8兆円[※]）の一員です。FTIML社は、定性分析を重視したボトムアップ型の運用スタイルを採用し、また多様化するグローバル運用へのニーズに対応する運用体制を構築しています。

※2010年3月末現在、1米ドル＝93.44円で円換算。

3

原則として、毎月15日の決算日に収益分配を行います。

●毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、投資した投資信託証券からの分配金を中心に、安定した収益分配を目指します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

●基準価額水準や市況動向などを勘案して、前記の分配金額のほか、分配対象額の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。

※ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

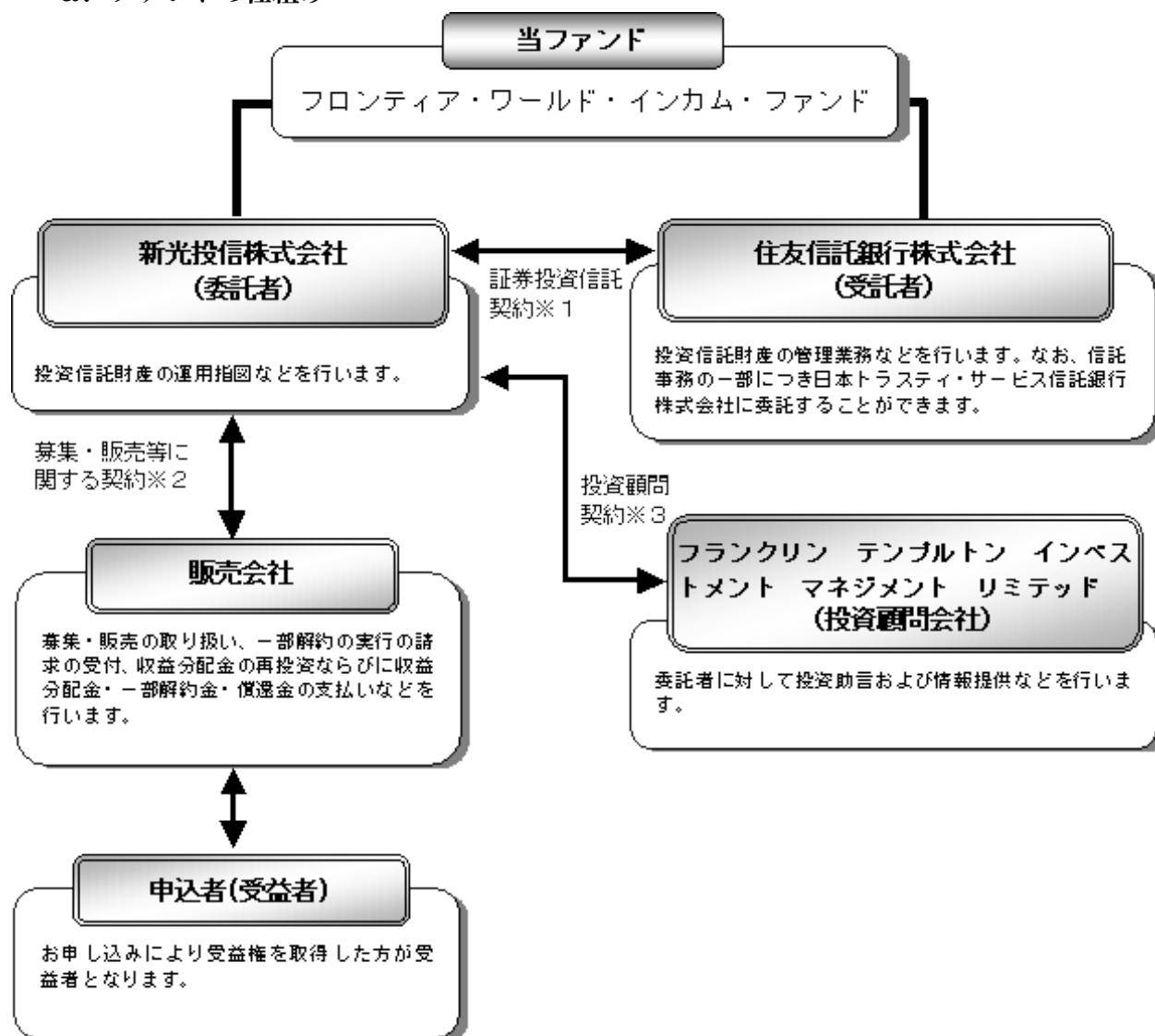
c. 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



※1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※ 2 募集・販売等に関する契約

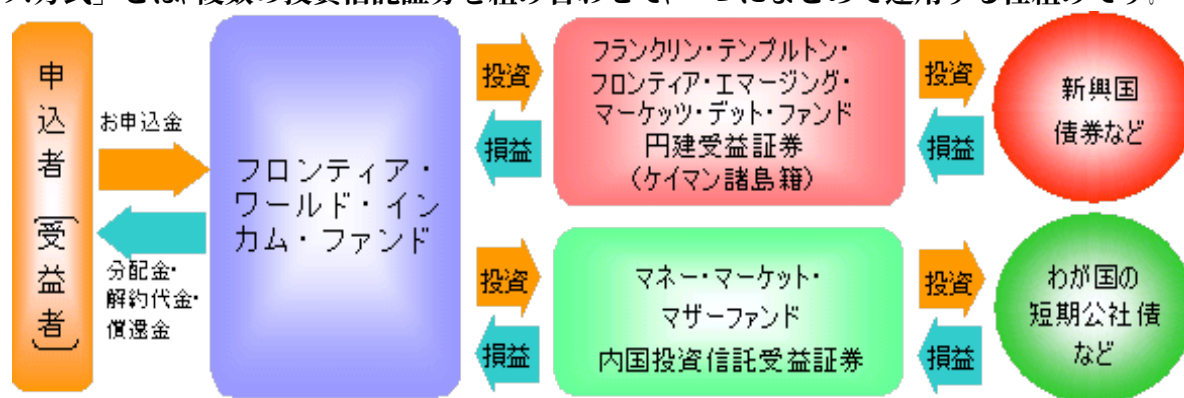
委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り扱い等を規定しています。

※ 3 投資顧問契約

委託者と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、投資顧問会社が提供する役務、委託者への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

<ファンド・オブ・ファンズ方式の仕組み>

当ファンドの運用は「ファンド・オブ・ファンズ方式」で行います。「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、複数の投資信託証券を組み合わせ、一つにまとめて運用する仕組みです。



※当ファンドは、短期金融商品などに直接投資を行う場合があります。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

現在の資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録
平成8年12月	投資一任契約にかかる業務の認可
平成9年11月	投資信託の直接販売業務の認可
平成10年12月	証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみなし認可
平成12年4月	太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

(ハ) 大株主の状況

(本書提出日現在)

株主名	住所	持株数	持株比率
-----	----	-----	------

みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 1－5－1	1,393,462株	76.42%
株式会社新光総合研究所	東京都中央区日本橋 1－17－10	120,000	6.58
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町 1－1－5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内 1－3－3	91,029	4.99

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、投資信託証券を主要投資対象として、長期的に安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

b. 運用の方法

(イ) 主要投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

(ロ) 投資態度

- ① 以下の投資信託証券を通じて、主として新興国の政府または政府機関等が発行する債券に実質的に投資を行い、長期的に安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ケイマン諸島籍外国投資信託 フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンドの円建受益証券（以下「ボンド・ファンド」といいます。）

内国証券投資信託（親投資信託） マネー・マーケット・マザーファンドの受益証券

- ② 上記の各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市場動向等を勘案して決定するものとし、原則として、ボンド・ファンドの組入比率は90%程度以上とすることを基本とします。
- ③ 投資信託証券に含まれる外貨建資産については、原則として当ファンドにおいて為替ヘッジを行いません。
- ④ 投資対象とする外国籍の投資信託証券への投資にあたっては、フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッドから投資助言および情報提供を受けます。
- ⑤ 当ファンドの資金動向、市場動向等を勘案し、上記のような運用を行わない場合があります。
- ⑥ ボンド・ファンドが、償還した場合または約款に規定する事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 主な投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券および短期金融商品以外には投資を行いません。
- ③ 外貨建資産への投資割合には特に制限を設けません。

(2)【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 金銭債権
- ハ. 約束手形
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- b. 運用の指図範囲
 - (イ) 委託者は、信託金を、主として次の第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げる新光投信株式会社を委託者とし住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるマザーファンドの受益証券ならびに第3号から第7号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - 1. ケイマン諸島籍外国投資信託 フランクリン・テンプレート・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド（以下「ボンド・ファンド」といいます。）円建受益証券
 - 2. 証券投資信託 マネー・マーケット・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券
 - 3. コマーシャル・ペーパー
 - 4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
 - 5. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。）
 - 6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）なお、第1号に掲げる外国投資信託の受益証券および第2号に掲げる証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）を以下「投資信託証券」といい、第5号の証券を以下「公社債」といいます。公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売り戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借り入れ）に限り行うことができるものとします。
 - (ロ) 委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - (ハ) 上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

当ファンドが投資する投資信託証券の概要

1. ボンド・ファンドの概要

ファンド名	フランクリン・テンプレート・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド （以下、当概要において「ファンド」といいます。）
-------	--

形態	ケイマン諸島籍外国投資信託／円建受益証券
運用方針	ファンドは、高いインカム利回りと長期的な元本の成長を目的として、上場または非上場の新興諸国のソブリン債または準ソブリン債に主として投資を行います。
主な投資制限	・ 単一発行体または単一国の証券への投資は、純資産総額の20%を超えないものとします。 ・ クレジットリンク債への投資は、純資産総額の20%を超えないものとします。 ・ 発行体格付けにおいて、ムーディーズ社またはスタンダード・アンド・プアーズ社のソブリン信用格付けがCaa1またはCCC+以下の証券または無格付けの証券への投資は、純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドにおける証券の平均信用格付けは、ムーディーズ社またはスタンダード・アンド・プアーズ社の格付けにおいてB1またはB+以上とします。 ・ ファンドにおける証券の平均デュレーションは、8年以下とします。
信託期間	150年
クローズド期間	なし
決算日	毎年5月31日
収益分配方針	受託会社は毎月3日（休業日の場合は翌営業日）に受益者に分配金を支払います。当該月次分配にかかわらず、投資顧問会社からの通知により受託会社は分配を行う場合があります。分配はインカムまたは売買益から行うことが可能ですが、ネット・インカム収益に実現売買益を加えた金額を超えることはできません。
取得制限	ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ以外の投資家には販売されません。
買い付け	当初発行以降に、副管理事務代行会社が取引日のシンガポール時間午後4時までに買付発注書を受け取った場合の買付価格は当該日の基準価額を使用しますが、当該期限を経過した後の申し込みに関する買付価格は翌取引日の基準価額となります。買い付けは1口以上となります。投資家は、3営業日以内に買付代金を支払います。
買い戻し	副管理事務代行会社が取引日のシンガポール時間午後4時までに買戻発注書を受け取った場合は、受益者は保有する口数の全てまたは一部を当該日の基準価額で買い戻しさせることができます。最低買戻単位は1口であり、買戻代金は3営業日以内に日本円で送金されます。
信託報酬率	運用報酬：純資産総額に対し0.40% その他報酬※：純資産総額に対し0.15%（上限） ※その他報酬には、受託会社報酬、管理事務代行会社報酬、保管受託銀行報酬、監査報酬、法的費用が含まれます。
信託設定日	平成18年3月8日
関係法人	受託会社兼管理事務代行会社：BNY ファンド マネジメント（ケイマン）リミテッド 副管理事務代行会社：ザ バンク オブ ニューヨーク メロン シンガポール支店 保管受託銀行：ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 投資顧問会社：フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド

2. マネー・マーケット・マザーファンドの概要

ファンド名	マネー・マーケット・マザーファンド (以下、当概要において「ファンド」といいます。)
形態	親投資信託
運用方針	・ 主としてわが国の短期公社債に投資し、利子等の安定した収益の確保をはかることを目的として、運用を行います。 ・ ただし、ファンドの資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・ 株式への投資は行いません。 ・ 外貨建資産への投資は行いません。
信託期間	無期限
決算日	原則として年1回、毎年9月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配方針	運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。
申込単位	1口以上1口単位
申込価額	取得申込受付日の基準価額
途中換金	いつでも1口単位で途中換金できます。
解約価額	解約申込受付日の基準価額

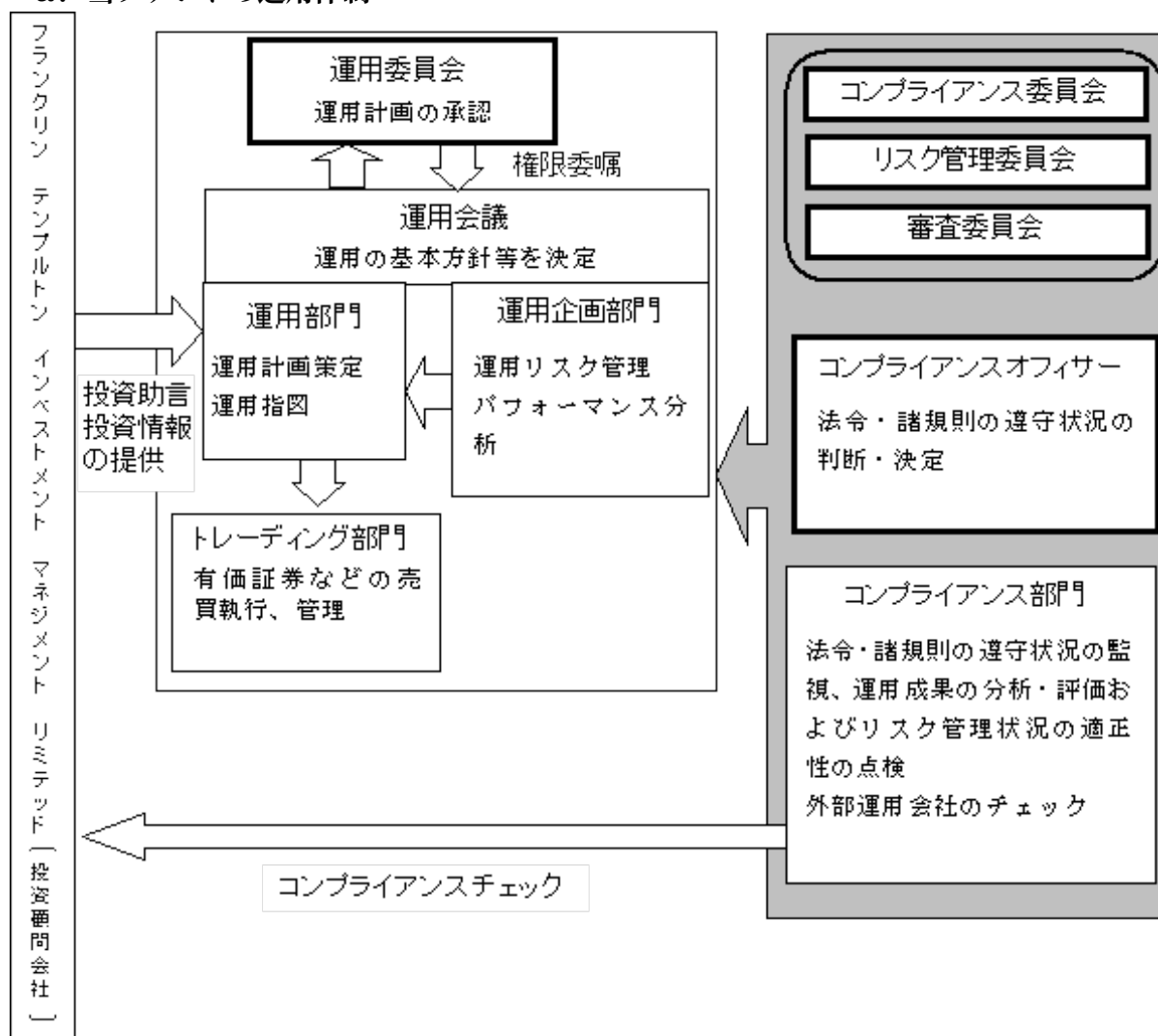
信託財産留保額	ありません。
申込手数料	ありません。
信託報酬等	ありません。
信託設定日	平成18年3月31日
当初設定上限額	100億円
追加設定上限額	3,000億円
受託銀行	住友信託銀行株式会社（再信託受託銀行：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

※上記の各投資信託証券については、いずれも申込手数料はかかりません。

※上記の各概要は各投資信託証券の内容を要約したものであり、そのすべてではありません。また、各概要は平成22年6月15日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

(3) 【運用体制】

a. 当ファンドの運用体制



※平成22年6月15日現在、コンプライアンスオフィサーは1名、コンプライアンス部は12名です。人員は今後変更になることがあります。

●PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、調査部門）で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・各運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、投資顧問会社からの投資助言および提供された情報等を参考に運用計画を作成します。
- ・コンプライアンス部門およびコンプライアンスオフィサーはこの運用計画に対して、投資行動に関わるコンプライアンスチェックを実施します。
- ・運用計画は最終的に運用委員会において承認されます。

●D0

- ・ファンドマネージャーは運用委員会で承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

●SEE

- ・コンプライアンス部門は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。
- ・コンプライアンス部門は、投資信託証券の運用会社に対して、継続的なコンプライアンスチェックを行っております。

＜受託者に対する管理体制＞

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4) 【分配方針】

- a. 収益分配は原則として、毎月15日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。
 1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 2. 分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を中心に安定した分配を継続的に行うことを目標に決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
 3. 基準価額水準や市況動向等を勘案して、上記の分配金額のほか、分配対象額の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
 4. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。
- b. 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 1. 分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

c. 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

d. 「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払われます。

「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a. 投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

b. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

c. 公社債の借入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ) 借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記（ロ）の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支払われます。

d. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

e. 外国為替予約の指図

委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

f. 資金の借入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金

日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

g. 受託者の自己または利害関係人等との取引

(イ) 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

(ロ) 上記（イ）の取り扱いは、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同様とします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのもつリスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に新興国の公社債に投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。

a. 新興国のリスク

新興国は、格付機関より投機的格付けを付与されている国が多く含まれ、当ファンドも投機的格付けに相当する国にも投資します。また、新興国の多くは、第二次世界大戦後に債務不履行を経験しています。

新興国は、先進国に比べ政治・経済情勢などが不安定であり、投資環境の急変により金融市場に混乱が生じる場合があります。

その結果、ファンドの基準価額が予想外に大きく下落したり、運用方針に沿った運用が困難となることなども想定されます。新興国債券投資には次のようなリスクがあげられます。

- ・政治・経済および社会情勢などの急変（経済危機、政情不安、重大な政策変更、自然災害、戦争など）により金融市場が混乱し、債券価格が大きく変動する可能性があります。
- ・新興国の信用力の変化や格付けの変更から、債券価格が大きく変動することがあります。また、債務不履行（デフォルト）などによる、元利金支払いの不履行や遅延などが生じる可能性もあります。新興国の現地通貨建ての債務は、国によって異なる法律に基づいて履行されるため、同一国が発行する他の債務との比較において、債務履行の優先順位が異なる場合があります。
- ・一般的に、新興国債券市場は先進国債券市場に比べ市場規模などが小さく、また法体系や金融インフラが未発達の場合もあるため、市況動向や取引量などの状況によっては、保有債券を市場実勢から期待される価格で売却できない場合があります。
- ・一般的に、新興国の債券は先進国の債券に比べて高い利回りを提供する一方、債券価格の変動が大きくなる傾向があります。
- ・新興国の現地通貨市場は、比較的規模が小さく流動性に乏しい場合があります。投資環境の影響を受けやすく、為替相場の変動が大きくなる可能性があります。
- ・一方的に市場規制が発動された場合または金融市場の混乱により流動性が低下した場合、もしくは当ファンドに大量の解約申し込みがあり組入投資信託証券において債券売却などによる現金化が遅れた場合などには、当ファンドの解約代金の支払いに遅延が生じる可能性があります。

あります。

- ・ 金融市場の混乱などによる、投資信託証券の換金停止、取引所の取引停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止など、やむを得ない事情があるときは、当ファンドの設定・解約の受付を行わない場合があります。

b. 為替変動リスク

当ファンドまたは当ファンドが組み入れる投資信託証券が投資する外貨建証券は、為替変動の影響を受けます。たとえば、投資対象となる有価証券などが現地通貨建てで値上がりした場合でも、当該通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建証券の円換算価格は下落することがあります。その場合、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、当ファンドは新興国通貨建証券にも実質的な投資を行うことから、為替変動リスクが相対的に高くなる場合があります。

c. 信用リスク

公社債や短期金融商品の信用力の変化や格付けの変更により、債券価格が変動したり、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や元本があらかじめ決められた条件で支払われなくなること（債務不履行）があります。信用力の低下、格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合、通常、債券価格は下落し、その結果、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、当ファンドは実質的に複数の国に分散投資しますが、特定国および特定地域における信用力の悪化、債務不履行などの発生が連鎖的に他の新興国に影響を与え、当ファンドの基準価額が著しく下落する可能性があります。

d. 金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

e. 流動性リスク

有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。

当ファンドまたは当ファンドが組み入れる投資信託証券において、特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

f. 特定の投資信託証券に投資するリスク

当ファンドが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。

当ファンドの基準価額は、組み入れる投資信託証券の関係法人が計算する当該証券の価格などにに基づき算出されますが、当該価格などの訂正により当ファンドの基準価額も訂正されることがあります。なお、当該価格などが正確でないことが判明した場合でも、一定の基準内であれば訂正は行われず、結果として当ファンドの基準価額も訂正されないことがあります。

g. 投資信託に関する一般的リスク

- （イ）法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- （ロ）投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- （ハ）短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入る有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

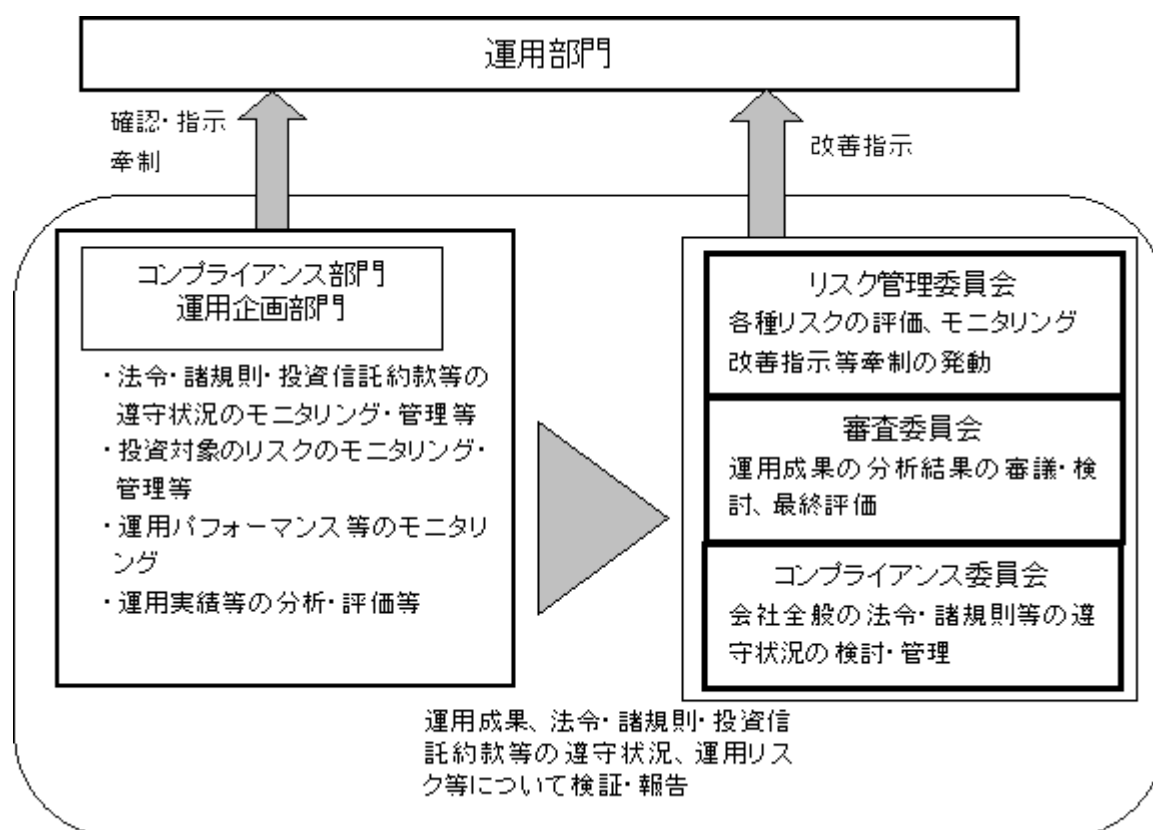
(二) 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

(ホ) 投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用をするものがあります。当該投資信託証券（ベビーファンド）が投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入有価証券などの価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。この影響を受け、当該投資信託証券（ベビーファンド）の価額が変動する可能性があります。

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券にはファミリーファンド方式を採用している場合があります。上記のような要因で、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。

(2) リスク管理体制

- パフォーマンスの分析・管理 : 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
- 運用リスクの管理 : 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。



※上記のリスク管理体制は平成22年6月15日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税込）を上限として販売

会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税等（5％）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」※¹または「償還前乗り換え」※²により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社毎に異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

※1「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

※2「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

(2) 【換金（解約）手数料】

a. 解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

b. 信託財産留保額

ご解約時に、解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除します。

※「信託財産留保額」とは、ご解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として投資信託財産に組み入れられます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の110.25の率（1.1025%）（税込）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分 (年率)	委託者	純資産総額に対し年0.4410%（税込）
	販売会社	純資産総額に対し年0.6300%（税込）
	受託者	純資産総額に対し年0.0315%（税込）

委託者の信託報酬には、フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッドに対する投資顧問報酬（純資産総額に対し年10,000分の5の率（0.05%））が含まれています。

なお、上記のほか、当ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬がかかります。

投資対象の外国籍投資信託証券における信託報酬を含めた当ファンドの実質的な信託報酬の総額の上限（概算）は投資信託財産の純資産総額に対して年1.6525%（税込）程度となります。

	信託報酬率 (対純資産総額・年率)
当ファンド	1.1025% (税込)
フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド	0.55% (上限)
合 計	1.6525% (税込、上限) 程度

※内国証券投資信託（親投資信託） マネー・マーケット・マザーファンドの信託報酬はありません。

※上記の信託報酬の総額の上限は、フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンドを100%組み入れた場合の数値です。ただし、この数値はあくまでも実質的な信託報酬の目安であり、投資信託証券の組入状況に応じて実質的な信託報酬は変動します。

(4) 【その他の手数料等】

- a. 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
投資信託財産にかかる監査報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査報酬にかかる消費税等とともに投資信託財産中から支払われます。
- b. 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外貨建資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。
- c. 当ファンドが投資対象とする投資信託証券においても、有価証券等の売買手数料、税金、監査費用、弁護士費用、外国籍投資信託の設定に関する費用等がかかります。

(5) 【課税上の取扱い】

a. 個人の受益者の場合

(イ) 収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行い、総合課税・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

(ロ) 一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）においては、10%（所得税7%および地方税3%）の税率で源泉徴収されます。

※上記（イ）および（ロ）の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日より、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

(ハ) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座（源泉徴収あり）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です（申告不要）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の受益者の場合

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。

また、上記の税率は平成24年1月1日より、15%（所得税のみ）となる予定です。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、益金不算入制度は適用されません。

c. 個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

（ハ）受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

（ニ）受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「d. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

d. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、特別分配金に関しましては非課税扱いとなります。

※税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

（平成22年4月30日現在）

分 類	資産の種類	国・地域	金 額	評価方法	投資比率
-----	-------	------	-----	------	------

有価証券	投資信託受益証券		ケイマン諸島	円	時価	%
				77,325,603,000		95.4
			小 計	円	—	%
	親投資信託	マネー・マーケット マザーファンド受益証券	日 本	円	時価	%
				1,646,199,303		2.0
その他資産			小 計	円	—	%
				1,646,199,303		2.0
—	コール・ローン等		日 本 他	円	負債控除後の 取得価額	%
				2,118,104,883		2.6
—	純資産総額			円	—	%
				81,089,907,186		100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（参 考）

当ファンドが投資を行う投資信託証券のうち、国内の親投資信託証券の投資状況は以下のとおりです。

＜マネー・マーケット・マザーファンド＞

（平成22年4月30日現在）

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	公社債券	国債証券	日 本	円 1,689,867,426	時価	% 99.6
			小 計	円 1,689,867,426	—	% 99.6
その他 資産	コール・ローン等		日 本	円 6,276,899	負債控除後の 取得価額	% 0.4
—	純資産総額			円 1,696,144,325	—	% 100.0

（2）【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

（平成22年4月30日現在）

順位	銘 柄 名	国・地域	種 類	数量 (口)	帳 簿 価 額		評 価 額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	フランクリン・templton ・フロンティア・エマージン グ・マーケット・デット・ ファンド受益証券	ケイ マン 諸島	投資信託 受益証券	9,478,500	8,071	76,500,973,500	8,158	77,325,603,000	95.35
2	マネー・マーケット・マザー ファンド受益証券	日本	親投資信託 受益証券	1,621,551,717	1.0151	1,646,037,147	1.0152	1,646,199,303	2.03

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率（平成22年4月30日現在）

種 類	投資比率（％）
投資信託受益証券	95.35
親投資信託受益証券	2.03
合 計	97.38

株式業種別投資比率（平成22年4月30日現在）

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参 考)

当ファンドが投資を行う投資信託証券のうち、国内の親投資信託証券の投資資産は以下のとおりです。

<マネー・マーケット・マザーファンド>

① 投資有価証券の主要銘柄

（平成22年4月30日現在）

順位	銘 柄 名	国・地域	種 類	額面（円）	帳 簿 価 額		評 価 額		利率（％）	償還期限	投資比率（％）
					単価（円）	金 額（円）	単価（円）	金 額（円）			
1	第87回国庫短期証券	日本	国債証券	1,160,000,000	99.99	1,159,935,986	99.99	1,159,935,986	0.0000	2010.05.17	68.38
2	第73回国庫短期証券	日本	国債証券	530,000,000	99.98	529,931,440	99.98	529,931,440	0.0000	2010.06.10	31.24

種類別投資比率（平成22年4月30日現在）

種 類	投資比率（％）
国 債 証 券	99.62
合 計	99.62

株式業種別投資比率（平成22年4月30日現在）

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

（単位：円）

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期特定期間	第1期計算期間末	19,703,908,293	19,816,953,483	9,587	9,642
	第2期計算期間末	24,746,501,124	24,887,628,434	9,644	9,699
	第3期計算期間末	32,395,037,295	32,575,782,535	9,858	9,913
	第4期計算期間末	39,905,530,600	40,127,256,516	9,899	9,954
第2期特定期間	第5期計算期間末	46,740,642,607	46,994,748,783	10,117	10,172
	第6期計算期間末	54,644,277,005	54,940,842,796	10,134	10,189
	第7期計算期間末	70,465,218,515	70,878,278,453	10,236	10,296
	第8期計算期間末	85,653,906,855	86,150,549,433	10,348	10,408
	第9期計算期間末	99,346,682,003	99,919,206,605	10,411	10,471
	第10期計算期間末	109,261,101,823	109,908,150,103	10,132	10,192
第3期特定期間	第11期計算期間末	129,907,485,745	130,658,717,018	10,376	10,436
	第12期計算期間末	152,318,213,032	153,180,216,475	10,602	10,662
	第13期計算期間末	167,913,720,112	168,857,122,349	10,679	10,739
	第14期計算期間末	178,819,030,240	179,824,531,879	10,670	10,730
	第15期計算期間末	178,120,932,322	179,176,094,802	10,129	10,189
	第16期計算期間末	183,177,098,713	184,277,382,993	9,989	10,049
第4期特定期間	第17期計算期間末	197,030,741,398	198,173,408,866	10,346	10,406
	第18期計算期間末	194,711,323,881	195,891,358,280	9,900	9,960
	第19期計算期間末	202,147,186,514	203,359,697,690	10,003	10,063
	第20期計算期間末	205,282,690,468	206,551,867,516	9,705	9,765
	第21期計算期間末	206,279,856,580	207,580,582,606	9,515	9,575
	第22期計算期間末	192,249,699,238	193,560,150,046	8,802	8,862
第5期特定期間	第23期計算期間末	197,725,836,886	199,050,922,627	8,953	9,013
	第24期計算期間末	206,612,750,027	207,949,634,298	9,273	9,333
	第25期計算期間末	211,475,028,339	212,820,746,774	9,429	9,489
	第26期計算期間末	209,684,802,994	211,044,305,062	9,254	9,314
	第27期計算期間末	212,846,121,385	214,211,039,576	9,356	9,416
	第28期計算期間末	199,156,480,826	200,489,463,012	8,964	9,024
第6期特定期間	第29期計算期間末	156,706,628,643	157,999,530,035	7,272	7,332
	第30期計算期間末	122,058,930,231	123,290,829,664	5,945	6,005
	第31期計算期間末	109,202,298,114	110,411,876,760	5,417	5,477
	第32期計算期間末	110,596,023,400	111,804,943,888	5,489	5,549
	第33期計算期間末	108,869,183,101	110,036,615,108	5,595	5,655
	第34期計算期間末	103,758,129,909	104,840,786,227	5,750	5,810

期 間		純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第7期特定期間	第35期計算期間末	109,920,094,125	110,964,766,542	6,313	6,373
	第36期計算期間末	110,779,937,954	111,797,758,585	6,530	6,590
	第37期計算期間末	117,607,952,373	118,607,533,246	7,059	7,119
	第38期計算期間末	108,803,577,642	109,782,400,458	6,669	6,729
	第39期計算期間末	115,214,995,464	116,180,878,737	7,157	7,217

	第40期計算期間末	111,901,537,394	112,852,060,865	7,064	7,124
第8期特定期間	第41期計算期間末	111,859,458,462	112,784,937,967	7,252	7,312
	第42期計算期間末	105,779,575,366	106,653,630,549	7,261	7,321
	第43期計算期間末	100,279,386,592	101,116,663,602	7,186	7,246
	第44期計算期間末	100,006,197,070	100,805,564,415	7,506	7,566
	第45期計算期間末	90,945,970,280	91,693,313,464	7,302	7,362
	第46期計算期間末 (平成22年3月15日)	84,246,278,897	84,923,858,800	7,460	7,520
平成21年4月末日		106,973,220,205	—	6,303	—
平成21年5月末日		112,856,967,553	—	6,767	—
平成21年6月末日		113,335,459,107	—	6,940	—
平成21年7月末日		113,737,251,598	—	7,067	—
平成21年8月末日		112,835,363,548	—	7,119	—
平成21年9月末日		111,073,606,721	—	7,145	—
平成21年10月末日		110,786,596,834	—	7,417	—
平成21年11月末日		101,324,540,029	—	7,169	—
平成21年12月末日		100,678,291,620	—	7,457	—
平成22年1月末日		94,730,814,220	—	7,397	—
平成22年2月末日		84,408,662,521	—	7,274	—
平成22年3月末日		82,664,329,456	—	7,685	—
平成22年4月末日		81,089,907,186	—	7,896	—

(注1) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

(注2) 表中の分配付きの数値は支払外国税を控除している場合があります。

②【分配の推移】

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成18年6月15日)	55円
	第2期計算期間 (平成18年7月18日)	55円
	第3期計算期間 (平成18年8月15日)	55円
	第4期計算期間 (平成18年9月15日)	55円
第2期特定期間	第5期計算期間 (平成18年10月16日)	55円
	第6期計算期間 (平成18年11月15日)	55円
	第7期計算期間 (平成18年12月15日)	60円
	第8期計算期間 (平成19年1月15日)	60円
	第9期計算期間 (平成19年2月15日)	60円
	第10期計算期間 (平成19年3月15日)	60円
	第11期計算期間 (平成19年4月16日)	60円

第3期特定期間	第12期計算期間 (平成19年5月15日)	60円
	第13期計算期間 (平成19年6月15日)	60円
	第14期計算期間 (平成19年7月17日)	60円
	第15期計算期間 (平成19年8月15日)	60円
	第16期計算期間 (平成19年9月18日)	60円
第4期特定期間	第17期計算期間 (平成19年10月15日)	60円
	第18期計算期間 (平成19年11月15日)	60円
	第19期計算期間 (平成19年12月17日)	60円
	第20期計算期間 (平成20年1月15日)	60円
	第21期計算期間 (平成20年2月15日)	60円
	第22期計算期間 (平成20年3月17日)	60円

特定期間	決算期	1万口当たりの分配金
第5期特定期間	第23期計算期間 (平成20年4月15日)	60円
	第24期計算期間 (平成20年5月15日)	60円
	第25期計算期間 (平成20年6月16日)	60円
	第26期計算期間 (平成20年7月15日)	60円
	第27期計算期間 (平成20年8月15日)	60円
	第28期計算期間 (平成20年9月16日)	60円
第6期特定期間	第29期計算期間 (平成20年10月15日)	60円
	第30期計算期間 (平成20年11月17日)	60円
	第31期計算期間 (平成20年12月15日)	60円
	第32期計算期間 (平成21年1月15日)	60円
	第33期計算期間 (平成21年2月16日)	60円
	第34期計算期間 (平成21年3月16日)	60円
	第35期計算期間 (平成21年4月15日)	60円
	第36期計算期間 (平成21年5月15日)	60円

第7期特定期間	第37期計算期間 (平成21年6月15日)	60円
	第38期計算期間 (平成21年7月15日)	60円
	第39期計算期間 (平成21年8月17日)	60円
	第40期計算期間 (平成21年9月15日)	60円
第8期特定期間	第41期計算期間 (平成21年10月15日)	60円
	第42期計算期間 (平成21年11月16日)	60円
	第43期計算期間 (平成21年12月15日)	60円
	第44期計算期間 (平成22年1月15日)	60円
	第45期計算期間 (平成22年2月15日)	60円
	第46期計算期間 (平成22年3月15日)	60円

③【収益率の推移】

特定期間	決算期	収益率
第1期特定期間	第1期計算期間 (平成18年6月15日)	△3.6%
	第2期計算期間 (平成18年7月18日)	1.2%
	第3期計算期間 (平成18年8月15日)	2.8%
	第4期計算期間 (平成18年9月15日)	1.0%
第2期特定期間	第5期計算期間 (平成18年10月16日)	2.8%
	第6期計算期間 (平成18年11月15日)	0.7%
	第7期計算期間 (平成18年12月15日)	1.6%
	第8期計算期間 (平成19年1月15日)	1.7%
	第9期計算期間 (平成19年2月15日)	1.2%
	第10期計算期間 (平成19年3月15日)	△2.1%
第3期特定期間	第11期計算期間 (平成19年4月16日)	3.0%
	第12期計算期間 (平成19年5月15日)	2.8%
	第13期計算期間 (平成19年6月15日)	1.3%
	第14期計算期間 (平成19年7月17日)	0.5%
	第15期計算期間 (平成19年8月15日)	△4.5%
	第16期計算期間 (平成19年9月18日)	△0.8%

第4期特定期間	第17期計算期間 (平成19年10月15日)	4.2%
	第18期計算期間 (平成19年11月15日)	△3.7%
	第19期計算期間 (平成19年12月17日)	1.6%
	第20期計算期間 (平成20年1月15日)	△2.4%
	第21期計算期間 (平成20年2月15日)	△1.3%
	第22期計算期間 (平成20年3月17日)	△6.9%

特定期間	決算期	収益率
第5期特定期間	第23期計算期間 (平成20年4月15日)	2.4%
	第24期計算期間 (平成20年5月15日)	4.2%
	第25期計算期間 (平成20年6月16日)	2.3%
	第26期計算期間 (平成20年7月15日)	△1.2%
	第27期計算期間 (平成20年8月15日)	1.8%
	第28期計算期間 (平成20年9月16日)	△3.5%
第6期特定期間	第29期計算期間 (平成20年10月15日)	△18.2%
	第30期計算期間 (平成20年11月17日)	△17.4%
	第31期計算期間 (平成20年12月15日)	△7.9%
	第32期計算期間 (平成21年1月15日)	2.4%
	第33期計算期間 (平成21年2月16日)	3.0%
	第34期計算期間 (平成21年3月16日)	3.8%
第7期特定期間	第35期計算期間 (平成21年4月15日)	10.8%
	第36期計算期間 (平成21年5月15日)	4.4%
	第37期計算期間 (平成21年6月15日)	9.0%
	第38期計算期間 (平成21年7月15日)	△4.7%
	第39期計算期間 (平成21年8月17日)	8.2%
	第40期計算期間 (平成21年9月15日)	△0.5%
第8期特定期間	第41期計算期間 (平成21年10月15日)	3.5%
	第42期計算期間 (平成21年11月16日)	1.0%
	第43期計算期間 (平成21年12月15日)	△0.2%
	第44期計算期間 (平成22年1月15日)	5.3%

	第45期計算期間 (平成22年2月15日)	△1.9%
	第46期計算期間 (平成22年3月15日)	3.0%

(注1) 収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。なお、第1期計算期間の収益率は、1万口当たりの当初元本を基準に算出しています。

(注2) 収益率は小数第2位を四捨五入しています。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成18年2月17日	関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成18年3月31日	投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

（イ）取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごとに定める申込単位で、取得申込受付日の翌営業日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。（手数料については前述の「第一部 ファンド情報 第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。）

（ロ）「分配金再投資コース」での取得申込者は販売会社との間で「フロンティア・ワールド・インカム・ファンド自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

（ハ）取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

なお、以下のいずれかに該当する日には、取得申し込みの受付は行いません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

シンガポールの銀行の休業日

ケイマンの銀行の休業日

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、取得申し込みの受付を中止すること、または既に受け付けた取得申し込みを取り消すことができます。

2 【換金（解約）手続等】

一部解約（解約請求によるご解約）

（イ）受益者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」の両コースとも、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

（ロ）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

※平成18年12月29日時点での保護預かりをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しました。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以

降も引き続き保有された場合は、解約のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

(ハ) 委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(ニ) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税（法人の受益者の場合は所得税のみ）に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。)

※基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ

(<http://www.shinkotoushin.co.jp/>) または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のものとなります。

(ホ) 一部解約金は、受益者の一部解約の実行の請求受付日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(ヘ) 受益者は、以下のいずれかに該当する日には、上記（イ）による一部解約の実行の請求を行えないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドンの銀行の休業日

シンガポールの銀行の休業日

ケイマンの銀行の休業日

(ト) 委託者は、投資を行った投資信託証券の換金停止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

(チ) 上記（ト）により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合、またはすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付が取り消された場合には、受益者は当該受付中止または取消以前に行った一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止または取り消しを解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が一部解約の実行の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の実行の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記（ニ）の規定に準じて計算された価額とします。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

※基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
内国証券投資信託 （親投資信託）	原則として基準価額計算日の基準価額で評価
外国籍投資信託証券	原則として基準価額計算時に知りうる直近の日の基準価額で評価
外貨建資産	原則として基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算により評価
為替予約取引	原則として基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、投資信託契約締結日から平成28年3月15日までです。

委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月16日から翌月15日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

a. 信託の終了（投資信託契約の解約）

（イ）委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が20億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の規定によりこの投資信託契約を解約しようとするときは、約款第47条第3項から第7項の規定にしたがいます。なお、この場合、約款第47条第4項および同条第5項に規定する「第1項」は、「第46条第8項」と読み替えるものとします。

- (ロ) 委託者は、信託終了前に、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ハ) 委託者は、信託終了前に、所定の運用の基本方針に基づき、投資を行った「ボンド・ファンド」が償還、または次に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合は、委託者は受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
1. 「ボンド・ファンド」の主要投資対象が変更となる場合
 2. 「ボンド・ファンド」の取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合
- (ニ) 委託者は、上記（イ）（ロ）（ハ）の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ホ) 上記（イ）（ロ）の投資信託契約の解約にかかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ヘ) 上記（ホ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。
- (ト) 委託者は、上記（ヘ）の規定により、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (チ) 上記（ホ）から（ト）までの規定は、上記（ハ）の規定に基づいてこの投資信託契約を解約する場合、または、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（ホ）の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (リ) 委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ヌ) 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第52条第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。
- (ル) 受託者は、委託者の承諾を受けて、その任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b. 投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

b. 投資信託約款の変更

- (イ) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、

変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、上記の規定により、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ロ) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記(イ)の規定にしたがいます。

c. 異議申し立ておよび受益権の買取請求

投資信託契約の解約（上記a. (ハ) の場合を除きます。）または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対し異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「a. 信託の終了」または「b. 投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

d. 運用報告書

当ファンドについて、委託者は原則として6ヵ月ごと（原則として3月、9月の各計算期間の終了時）および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社で、受け取ることができます。

e. 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

g. 信託事務処理の再信託

(イ) 受託者は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

(ロ) 上記(イ)における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

h. 信託業務の委託等

(イ) 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- (ロ) 受託者は、上記（イ）に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記（イ）各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- (ハ) 上記（イ）および（ロ）にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存にかかる業務
 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

i. 関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

また、委託者と投資顧問会社との間において締結している「投資顧問契約」の有効期間は契約の締結日から投資信託約款に基づくファンドの信託終了日までとし、途中で更新は行いません。なお、委託者、投資顧問会社は、法律による解除権の行使以外に、相手方に対する90日前の書面による解約申し入れによりこの契約を解約できるものとします。

2【受益者の権利等】

a. 収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b. 一部解約請求権

受益者は、販売会社ごとに定める単位で、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の一部解約の実行の請求受付日から起算して、原則として、7営業日目から受益者に支払います。

c. 償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第4 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、第7期特定期間（平成21年3月17日から平成21年9月15日まで）及び第8期特定期間（平成21年9月16日から平成22年3月15日まで）について内閣府令第50号附則第2条1項1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第7期特定期間（平成21年3月17日から平成21年9月15日まで）及び第8期特定期間（平成21年9月16日から平成22年3月15日まで）について同内閣府令附則第16条2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期特定期間（平成21年3月17日から平成21年9月15日まで）及び第8期特定期間（平成21年9月16日から平成22年3月15日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

フロンティア・ワールド・インカム・ファンド 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期特定期間末 (平成21年 9月 15日現在)	第8期特定期間末 (平成22年 3月 15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,578,757,586	3,056,377,980
投資信託受益証券	107,440,780,500	80,900,994,000
親投資信託受益証券	1,644,739,906	1,645,874,992
未収利息	9,213	6,990
流動資産合計	113,664,287,205	85,603,253,962
資産合計	113,664,287,205	85,603,253,962
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	950,523,471	677,579,903
未払解約金	712,321,848	605,849,754
未払受託者報酬	2,839,055	2,087,084
未払委託者報酬	96,527,921	70,960,911
その他未払費用	537,516	497,413
流動負債合計	1,762,749,811	1,356,975,065
負債合計	1,762,749,811	1,356,975,065
純資産の部		
元本等		
元本	158,420,578,501	112,929,983,866
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△46,519,041,107	△28,683,704,969
（分配準備積立金）	198,948,792	1,071,931,373
元本等合計	111,901,537,394	84,246,278,897
純資産合計	111,901,537,394	84,246,278,897
負債純資産合計	113,664,287,205	85,603,253,962

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期特定期間 自平成21年 3月17日 至平成21年 9月15日	第8期特定期間 自平成21年 9月16日 至平成22年 3月15日
営業収益		
受取配当金	5,367,690,000	4,250,690,000
受取利息	1,548,584	1,351,248
有価証券売買等損益	23,581,919,897	6,820,148,586
営業収益合計	28,951,158,481	11,072,189,834
営業費用		
受託者報酬	17,642,989	15,866,567
委託者報酬	599,861,593	539,463,299
その他費用	4,355,583	3,553,492
営業費用合計	621,860,165	558,883,358
営業利益	28,329,298,316	10,513,306,476
経常利益	28,329,298,316	10,513,306,476
当期純利益	28,329,298,316	10,513,306,476
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	378,316,534	238,700,254
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△76,684,589,888	△46,519,041,107
剰余金増加額又は欠損金減少額	15,491,591,802	13,545,392,192
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	15,491,591,802	13,545,392,192
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,319,721,322	1,123,560,146
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,319,721,322	1,123,560,146
分配金	5,957,303,481	4,861,102,130
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△46,519,041,107	△28,683,704,969

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第7期特定期間 自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日	第8期特定期間 自 平成21年 9月16日 至 平成22年 3月15日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。	受取配当金 同左
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間に関する事項 前特定期間終了日に該当する日が休業日のため、当特定期間は平成21年3月17日から平成21年9月15日までとなっております。	-----

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第7期特定期間末 [平成21年 9月15日現在]	第8期特定期間末 [平成22年 3月15日現在]
1.期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	180,442,719,797円 22,701,665,572円 44,723,806,868円	158,420,578,501円 4,199,039,958円 49,689,634,593円
2.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は46,519,041,107円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は28,683,704,969円であります。
3.特定期間末日における受益権の総数	158,420,578,501口	112,929,983,866口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第7期特定期間 自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日	第8期特定期間 自 平成21年 9月16日 至 平成22年 3月15日
分配金の計算過程	(1) 第35期計算期間（平成21年3月17日から平成21年4月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（986,558,756円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（11,141,399,709円）及び分配準備積立金（1,230,098,165円）より分配対象収益は13,358,056,630円（1万口当たり767.19円）であり、うち1,044,672,417円（1万口当たり60円）を分配しております。	(1) 第41期計算期間（平成21年9月16日から平成21年10月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（695,731,643円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（9,993,219,407円）及び分配準備積立金（194,297,704円）より分配対象収益は10,883,248,754円（1万口当たり705.56円）であり、うち925,479,505円（1万口当たり60円）を分配しております。

	(2) 第36期計算期間（平成21年4月16日から平成21年5月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（951,693,992円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（10,879,334,576円）及び分配準備積立金（1,130,006,105円）より分配対象収益は12,961,034,673円（1万口当たり764.04円）であり、うち1,017,820,631円（1万口当たり60円）を分配しております。 (3) 第37期計算期間（平成21年5月16日から平成21年6月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（929,019,946円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（10,717,725,319円）及び分配準備積立金（1,023,263,495円）より分配対象収益は12,670,008,760円（1万口当たり760.51円）であり、うち999,580,873円（1万口当たり60円）を分配しております。	(2) 第42期計算期間（平成21年10月16日から平成21年11月16日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（617,964,159円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（9,148,427,164円）及び分配準備積立金（259,303,566円）より分配対象収益は10,025,694,889円（1万口当たり688.20円）であり、うち874,055,183円（1万口当たり60円）を分配しております。 (3) 第43期計算期間（平成21年11月17日から平成21年12月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（562,677,875円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（8,416,885,086円）及び分配準備積立金（361,952,221円）より分配対象収益は9,341,515,182円（1万口当たり669.41円）であり、うち837,277,010円（1万口当たり60円）を分配しております。
--	---	--

区 分	第7期特定期間 自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日	第8期特定期間 自 平成21年 9月16日 至 平成22年 3月15日
分配金の計算過程	(4) 第38期計算期間（平成21年6月16日から平成21年7月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（813,118,696円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（10,522,492,145円）及び分配準備積立金（922,733,402円）より分配対象収益は12,258,344,243円（1万口当たり751.40円）であり、うち978,822,816円（1万口当たり60円）を分配しております。 (5) 第39期計算期間（平成21年7月16日から平成21年8月17日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（752,033,416円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（10,412,524,920円）及び分配準備積立金（726,765,138円）より分配対象収益は11,891,323,474円（1万口当たり738.67円）であり、うち965,883,273円（1万口当たり60円）を分配しております。 (6) 第40期計算期間（平成21年8月18日から平成21年9月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（645,674,334円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（10,260,641,500円）及び分配準備積立金（503,797,929円）より分配対象収益は11,410,113,763円（1万口当たり720.24円）であり、うち950,523,471円（1万口当たり60円）を分配しております。	(4) 第44期計算期間（平成21年12月16日から平成22年1月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（606,757,314円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（7,705,357,885円）及び分配準備積立金（417,725,139円）より分配対象収益は8,729,840,338円（1万口当たり655.23円）であり、うち799,367,345円（1万口当たり60円）を分配しております。 (5) 第45期計算期間（平成22年1月16日から平成22年2月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（727,124,342円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（6,895,852,305円）及び分配準備積立金（534,464,573円）より分配対象収益は8,157,441,220円（1万口当たり654.89円）であり、うち747,343,184円（1万口当たり60円）を分配しております。 (6) 第46期計算期間（平成22年2月16日から平成22年3月15日まで） 計算期間末における費用控除後の配当等収益（707,304,155円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（5,973,180,017円）及び分配準備積立金（759,882,161円）より分配対象収益は7,440,366,333円（1万口当たり658.83円）であり、うち677,579,903円（1万口当たり60円）を分配しております。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第7期特定期間末 [平成21年 9月15日現在]		第8期特定期間末 [平成22年 3月15日現在]	
	貸借対照表計上額 (円)	当特定期間の損益に含 まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当特定期間の損益に含 まれた評価差額 (円)
投資信託 受益証券	107,440,780,500	△1,198,280,000	80,900,994,000	1,779,316,500
親投資信託 受益証券	1,644,739,906	162,155	1,645,874,992	162,155
合 計	109,085,520,406	△1,198,117,845	82,546,868,992	1,779,478,655

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

I 取引の状況に関する事項

区 分	第7期特定期間 自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日	第8期特定期間 自 平成21年 9月16日 至 平成22年 3月15日
	該当事項はありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

種 類	第7期特定期間末 [平成21年 9月15日現在]	第8期特定期間末 [平成22年 3月15日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第7期特定期間 自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日	第8期特定期間 自 平成21年 9月16日 至 平成22年 3月15日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第7期特定期間末 [平成21年 9月15日現在]	第8期特定期間末 [平成22年 3月15日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7064円 (7,064円)	0.7460円 (7,460円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (口)	評価額 (円)	備 考
投資信託 受益証券	フランクリン・テンプルトン・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド	10,528,500	80,900,994,000	
投 資 信 託 受 益 証 券 小 計		10,528,500	80,900,994,000	

親投資信託 受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	1,621,551,717	1,645,874,992	
親投資信託受益証券小計		1,621,551,717	1,645,874,992	
有価証券合計		1,632,080,217	82,546,868,992	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「フランクリン・templton・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド」及び「マネー・マーケット・マザーファンド」各受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて「フランクリン・templton・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド」の受益証券であり、「親投資信託受益証券」は、すべて「マネー・マーケット・マザーファンド」の受益証券であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

「フランクリン・templton・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド」の状況

「フランクリン・templton・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド」は、ケイマン諸島で設立された円建外国証券投資信託であります。同ファンドの財務書類は、国際財務報告基準に従い作成されておりますが、独立監査人の監査を受けておりません。

同ファンドの財政状態計算書、包括利益計算書、所有者持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務書類に対する注記は、同ファンドの受託会社であるBNY ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッドから入手した平成21年11月30日現在の財務書類の原文の一部を翻訳・抜粋したものであります。

（1）財政状態計算書（無監査）

	注記	2009年11月30日現在 (日本円)	2009年5月31日現在 (日本円)	2008年6月1日現在 (日本円)
資産				
流動資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	4,5	96,686,067,959	106,760,333,570	197,917,223,420
ブローカーに対する債権		—	1,771,485,171	87,577,634
現金および現金同等物	7	1,177,892,500	3,165,066,911	7,932,310,640
資産合計		97,863,960,459	111,696,885,652	205,937,111,694
資本				
当ファンドの受益証券保有者に帰属する元本および剰余金	9	95,961,001,056	108,400,493,178	205,662,275,803
負債				
流動負債				
償還可能受益証券の保有者への未払金		1,802,250,000	2,005,800,000	—
ブローカーに対する債務		—	1,187,125,245	—
未払費用	8	100,709,403	103,467,229	274,835,891

負債合計	1,902,959,403	3,296,392,474	274,835,891
資本および負債合計	97,863,960,459	111,696,885,652	205,937,111,694

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部である。

(2) 包括利益計算書（無監査）

	注記	2009年11月30日に 終了した半年間 (日本円)	2008年11月28日に 終了した半年間 (日本円)
収益			
保管受託銀行に預けた預金からの 受取利息		1,233,904	38,861,164
為替差損純額		(76,595,931)	(255,809,261)
純損益を通じて公正価値で測定する金融 資産および金融負債に係る公正価値のそ 他の純変動		12,886,188,365	(70,292,027,769)
純収益／（損失）合計		12,810,826,338	(70,508,975,866)
費用			
運用報酬	11	219,858,648	356,959,657
受託会社報酬および管理事務代行会社報 酬	11	41,263,635	34,329,889
保管受託銀行報酬	11	13,389,829	33,164,694
その他の営業費用		13,669,048	9,985,596
営業費用合計		288,181,160	434,439,836
税引前利益／（損失）		12,522,645,178	(70,943,415,702)
源泉税		—	—
中間利益／（損失）		12,522,645,178	(70,943,415,702)

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部である。

(3) 所有者持分変動計算書（無監査）

	注記	2009年11月30日に 終了した半年間 合計 (日本円)	2008年11月28日に 終了した半年間 合計 (日本円)
期首残高		108,400,493,178	205,662,275,803
中間損失合計		12,522,645,178	(70,943,415,702)
期中分配金	10	(4,926,574,000)	(7,756,324,800)
受益証券の発行		17,285,450	2,824,883,140
受益証券の買戻し		(20,052,848,750)	(14,698,744,000)
中間期末残高		95,961,001,056	115,088,674,441

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部である。

(4) キャッシュ・フロー計算書（無監査）

	注記	2009年11月30日に 終了した半年間 (日本円)	2008年11月28日に 終了した半年間 (日本円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			

当ファンドの受益証券保有者に帰属する元本および剰余金の増加／（減少）、調整後：	12,522,645,178	(70,943,415,702)
調整項目：		
－受取利息	(1,233,904)	(38,861,164)
運転資本変動前営業キャッシュ・フロー	12,521,411,274	(70,982,276,866)
営業資産および負債の変動		
－ブローカーに対する債権の減少／（増加）	1,771,485,171	(3,312,322,685)
－ブローカーに対する債務の（減少）／増加	(1,187,125,245)	2,007,236,896
－未払費用の純減少	(2,757,826)	(81,843,413)
－純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の純減少	10,074,265,611	87,523,740,685
営業からのキャッシュ	23,177,278,985	15,154,534,617
利息の受取	1,233,904	38,861,164
営業活動による正味キャッシュ収入	23,178,512,889	15,193,395,781
財務活動によるキャッシュ・フロー		
償還可能受益証券の保有者に対する支払分配金	(4,926,574,000)	(7,756,324,800)
受益証券の発行による収入	17,285,450	2,799,986,140
受益証券の償還による支払	(20,256,398,750)	(13,833,694,000)
財務活動による正味キャッシュ支出	(25,165,687,300)	(18,790,032,660)
現金および現金同等物の純減少	(1,987,174,411)	(3,596,636,879)
現金および現金同等物期首残高	3,165,066,911	7,932,310,640
現金および現金同等物中間期末残高 7	1,177,892,500	4,335,673,761

添付の注記は、本財務書類の不可分の一部である。

（5）財務書類に対する注記（無監査）

本注記は、添付の財務書類の不可分の一部であり、財務書類と併せて読むべきである。

1 一般的情報

フランクリン・templton・フロンティア・エマージング・マーケット・デット・ファンド（以下「当ファンド」という。）は、ケイマン諸島で設立され、籍を置いている。当ファンドの登記上の事務所の住所は、ケイマン諸島, PO Box 31371, Regatta Office Park, Windward #1, 1st Floor, Grand Cayman KY1-1206である。当ファンドは、2006年3月8日に設定され、2006年4月3日に営業を開始した。

当ファンドは、償還可能受益証券の保有者のために、新興国が発行する上場および非上場のソブリン債および準ソブリン債に投資することで、高利回りと長期的な資本の増価を達成することを目標としている。

当ファンドの投資活動は、英国法に基づき設立された会社であるフランクリン テンプレトン インベストメント マネジメント リミテッド（以下「投資顧問会社」という。）により管理されている。BNY ファンド マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）が当ファンドの受託会社を務め、受託業務および管理事務代行業務を提供している。ザ バンク オブ ニューヨーク メロン シンガポール支店が当ファンドの副管理事務代行会社任命されている。ザ バンク オブ ニューヨーク メロン コーポレーションは受託会社の持株会社であり、当ファンドの保管受託銀行である。

当財務書類全体にわたり、元本および剰余金と表記されているものはすべて、別途記載がない限り、当ファンドの受益証券保有者に帰属する元本および剰余金を指している。

BNY ファンド マネジメント（ケイマン）リミテッドが、当ファンドの受託会社および管理事務代行会社を

務めている。受託会社は、副管理事務代行会社であるザ バンク オブ ニューヨーク メロン シンガポール支店に当ファンドの管理事務代行を委託している。

2 重要な会計方針の要約

当財務書類の作成に際して適用された主要な会計方針は以下のとおりである。これらの方針は、別途記載がない限り、表示されたすべての期間において一貫して適用されている。

2.1 表示の基礎

当ファンドの財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。当財務書類は取得原価主義に基づき作成されているが、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債（デリバティブ金融商品を含む。）の再評価によって修正される。

IFRSに準拠した財務書類の作成には、一定の重要な会計上の見積りの使用が要求されている。IFRSはまた、当ファンドの会計方針の適用の過程において経営者に判断を行うことを要求している。

2009年に発効した解釈指針および公表済基準の改訂

(a) IAS第1号（改訂）「財務書類の表示」（2009年1月1日より発効）。改訂後の同基準は、所有者持分変動計算書における収益および費用の項目（すなわち、「所有者以外の資本の変動」）の表示を禁止し、「所有者以外の資本の変動」を所有者の資本の変動と区分して表示することを要求している。所有者以外の資本の変動はすべて、業績計算書に表示することが要求されるが、事業体は、単一の業績計算書（包括利益計算書）か、または2つの計算書（損益計算書および包括利益計算書）の表示を選択できる。事業体が比較情報を修正再表示または組替表示する場合には、現在要求される当期間末および比較期間末現在の財政状態計算書の表示に加え、比較期間期首現在の財政状態計算書（修正再表示後）の表示が要求される。当ファンドは、2009年6月1日よりIAS第1号（改訂）を適用し、単一の包括利益計算書を表示した。当ファンドにおいてその他の包括利益の構成項目が無かったため、この変更は、当ファンドの業績計算書の表示に重要な変更を及ぼさなかった。

(b) IFRS第7号（改訂）「金融商品：開示」（2009年1月1日より発効）。当該改訂は、公正価値測定および流動性リスクに関する開示の拡充を要求している。特に、当該改訂は、公正価値測定のヒエラルキーのレベル別に公正価値測定の開示を要求している。当該改訂の適用の結果、追加開示が生じたが、当ファンドの財政状態または業績には影響を及ぼさなかった。

(c) IAS第32号「金融商品：表示」およびIAS第1号「財務書類の表示－プッタブル金融商品および清算時に発生する義務」の改訂（2009年1月1日以降開始する事業年度より適用）。

IAS第32号は、その金融商品の保有者が発行者に現金と引き換えに当該金融商品の償還を要求できる場合、当該金融商品を負債として分類することを要求している。IAS第32号およびIAS第1号の改訂は、事業体に対して、一定の金融商品（プッタブル商品を含む。）が特定の特徴を有し、特定の条件を満たす場合には、資本として分類することを要求している。また、当該改訂は、負債から資本に組み替えられた金融商品および資本として分類されたプッタブル金融商品に関する追加的な開示を要求している。

当ファンドは、2009年6月1日より当該改訂を適用し、当ファンドの受益証券保有者に帰属する元本および剰余金を負債から資本に組み替えた。当該改訂は、遡及適用されている。当該改訂の適用の結果、当ファンドの分配および税引後当期利益は、ゼロ（2008年11月28日現在：ゼロ円）から12,522,645,178円（2008年11月28日現在：（70,943,415,702）円）に増加した。増加額は、「当ファンドの受益証券保有者に帰属する元本および剰余金の増加／減少」7,596,071,178円（2008年11月28日現在：（78,699,740,502）円）および「償還可能受益証券の保有者への分配金」4,926,574,000円（2008年11月28日現在：7,756,324,800円）の合計と一致している。2009年11月30日現在、当ファンドの資本は、95,961,001,056円（2009年5月31日現在：108,400,493,178円）増加し、金融負債は、95,961,001,056円（2009年5月31日現在：108,400,493,178円）減少している。

(d) IAS第39号（改訂）「金融商品：認識および測定」（2009年1月1日より発効）。当該改訂は、2008年5月に公表されたIASBの年次改善プロジェクトの一環である。

売買目的保有の金融商品に関連して、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債の定義も改訂された。この改訂は、一括管理され、かつ、最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠がある金融商品のポートフォリオの一部である金融資産または金融負債を、当初認識時にかかるポートフォリオに含めることを明確にしている。

当ファンドは2009年6月1日よりIAS第39号（改訂）を適用したが、この適用は当ファンドの包括利益計算書に影響を及ぼさなかった。

2.2 外貨換算

(a) 機能通貨および表示通貨

当ファンドは、日本円をファンドの機能通貨としている。これは、日本が、当ファンドが資金を調達しエクスポージャーを有する主たる経済環境であるためである。当財務書類は、当ファンドの機能通貨および表示通貨である日本円で表示されている。

(b) 取引および残高

外貨建取引は、取引日現在の実勢為替レートを使用して日本円に換算される。外貨建取引の決済および外貨建金融資産・負債の期末換算レートによる換算から生じた為替差損益は、包括利益計算書に認識される。

2.3 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

(a) 分類

当ファンドは、負債性証券に対する投資を、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として分類している。これらの金融資産は、主として短期間に売却を行う目的で取得しており、売買目的で保有している。当ファンドはヘッジ関係にあるデリバティブをヘッジとして指定していないため、デリバティブもまた、売買目的保有として分類されている。

(b) 認識／認識の中止

通常の方法による投資の購入および売却は、当ファンドが投資を購入または売却することを確約した日である取引日に認識される。投資は、投資からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅したか、または当ファンドが所有に伴うリスクおよび経済価値のほとんどすべてを移転した時点で認識の中止が行われる。

(c) 測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初、公正価値で認識される。取引費用は、包括利益計算書に費用計上される。当初認識の後、純損益を通じて公正価値で測定するすべての金融資産は、公正価値で測定される。「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」の区分の公正価値の変動から生じた利益および損失は、発生した期間の包括利益計算書に表示される。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産からの受取利息は、包括利益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る公正価値のその他の純変動」に認識される。

(d) 公正価値の見積り

活発な市場で取引される金融商品（公に取引されるデリバティブおよびトレーディング有価証券等）の公正価値は、財政状態計算書日現在の取引市場価格に基づく。当ファンドが保有する金融資産に使用される取引市場価格は、経過利息を考慮した期末の買呼値である。

活発な市場で取引されない金融商品（例えば、店頭取引デリバティブ）の公正価値は、評価技法を使用して決定される。当ファンドは、様々な方法を使用し、各財政状態計算書日現在の市況に基づく仮定を行っている。使用される評価技法は、類似する最近の独立第三者間取引、割引キャッシュ・フロー分析、オプション価格算定モデルおよび市場参加者が一般に使用しているその他の評価技法の使用を含んでいる。

2.4 金融商品の相殺

認識された金額を相殺する法的強制力のある権利があり、かつ、純額で決済するかまたは資産の実現と債務の決済を同時に実行する意図がある場合には、金融資産と金融負債は相殺され、財政状態計算書に純額で報告される。

2.5 ブローカーに対する債権／債務

ブローカーに対する債権／債務は、それぞれ、契約済だが財政状態計算書日時点で決済も受渡もされていない、売却有価証券に関する債権および購入有価証券に関する債務を表している。

これらの金額は、当初、公正価値で認識され、その後、実効金利法を使用した償却原価（ブローカーに対する債権金額は減損引当金控除後）で測定される。ブローカーに対する債権金額の減損引当金は、当ファンドが関連するブローカーから債権を全額回収できない客観的証拠がある場合に設定される。ブローカーの重大な財政的困難、ブローカーが破産または財政的再編成に陥る可能性および支払の不履行は、ブローカーに対する債権金額が減損している兆候とみなされる。金融資産または類似する金融資産のグループが、減損損失の結果として評価減された場合には、減損損失を測定する目的で将来キャッシュ・フローを割り引くために使用した利率を用いて受取利息が認識される。

実効金利法は、金融資産または金融負債の償却原価を計算し、受取利息または支払利息を関係する期間にわたり配分する方法である。実効金利は、金融商品の予想残存期間（場合によっては、より短い期間）を通じた、将来の現金支払額または受取額の見積額を、金融資産または金融負債の正味帳簿価額まで正確に割り引く利率である。実効金利を計算する際に、当ファンドは金融商品のすべての契約条件を考慮してキャッシュ・フローを見積るが、将来の貸倒損失を考慮しない。その計算には、実効金利の不可分の一部である契約当事者間で授受されるすべての手数料およびポイント、取引費用ならびにその他のすべてのプレミアムまたは割引額が含まれる。

2.6 現金および現金同等物

現金および現金同等物は銀行預金で構成されている。

2.7 未払費用

未払費用は、当初、公正価値で認識され、その後、実効金利法を使用した償却原価で表示される。

2.8 当ファンドの受益証券保有者に帰属する元本および剰余金

当ファンドの受益証券は、保有者の選択により償還可能であり、資本として分類されている。受益証券は、当ファンドの元本および剰余金に比例した持分に相当する現金と引き換えに、いつでも当ファンドに対する償還請求が可能である。各受益証券は、保有者が当ファンドに対し受益証券の償還請求の権利を行使した場合に、財政状態計算書日現在支払うべき償還金額で計上される。

受益証券は、保有者の選択により、発行時または償還時の当ファンドの受益証券1口当たり元本および剰余金に基づく価格で発行または償還される。当ファンドの受益証券1口当たり純資産額は、当ファンドの受益証券保有者に帰属する元本および剰余金を、流通受益証券口数合計で除することにより算定される。当ファンドの規則の規定に従い、投資ポジションは、募集および償還に関する受益証券1口当たり純資産額を決定する目的で、市場価格の仲値に基づき評価される。

2.9 受取利息

受取利息は、実効金利法を使用した時間比例基準で認識される。

2.10 償還可能受益証券の保有者に対する未払分配金

償還可能受益証券の保有者に対して提示された分配金は、受託会社によって承認された時点で所有者持分変動計算書に計上される。これらの受益証券に係る分配金は、分配金として所有者持分変動計算書に認識される。

2.11 税金

当ファンドはケイマン諸島に籍を置いている。

ケイマン諸島の現行法の下では、当ファンドは、収益、不動産、譲渡、売却またはその他に係るケイマン諸島の税金について支払義務はない。当ファンドは、一定の国々における投資収益に係る源泉税を課される可能性がある。このような収益は、包括利益計算書に源泉税込みの総額で計上される。

3 金融リスク管理

3.1 金融商品を利用する際の戦略

当ファンドは投資取引に従事しており、その活動により様々な金融リスクにさらされている。当ファンドの金融リスク管理方針の実施に関する全責任は投資顧問会社にあるが、投資顧問会社は、特に金融市場が予測不可能であることに焦点を当て、当ファンドの財務業績に対する潜在的な悪影響を最小限にするよう努めている。

3.2 市場価格リスク

市場価格リスクは、主に、当ファンドが保有する純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の将来価格の不確実性から生じる。これは、市場でポジションを保有することで、価格の変動により当ファンドが被る可能性のある潜在的損失を表している。当ファンドの業務の特性の結果、収益の最大化を目指すために、市場リスクのエクスポージャーが取られることになる。しかし、トップダウンによるリスク管理により、国ごとに最大エクスポージャーを設定し（従って安全）、それによって該当リスクを制限することで、該当リスクが各有価証券および各市場に分散されるようにしている。その目的は、当ファンドが目論見書に規定されている投資方針を確実に遵守することによって達成される。投資方針の1つは、投資顧問会社が単一の発行体または単一の国／地域の有価証券に対して当ファンドの純資産額の20%を超えて投資することを禁じている。また、新興市場における国々は3つのリスクベースのカテゴリーに分類されており、カテゴリー1は最もリスクが低いとみなされ、カテゴリー3は最もリスクが高い。投資顧問会社の方針において、当ファンドの純資産額合計に基づき、カテゴリー1の国々への投資は単一の国／地域当たり最大16%、カテゴリー2は単一の国／地域当たり最大8%およびカテゴリー3は単一の国／地域当たり最大4%に制限されている。さらに、国債への投資は地域ベースで制限されている。この地域には、ラテンアメリカ、東欧、中東／アフリカおよび極東／アジアが含まれている。各地域に関する最大／最小エクスポージャーは10%から40%の範囲である。

当ファンドが保有する金融資産の市場価格は、当ファンドが主に新興市場のソブリンおよび準ソブリンが発行した上場および非上場債券に投資するため、金利変動のボラティリティの影響を大きく受ける。

デリバティブ金融商品は、当ファンドの為替エクスポージャーをヘッジする目的で時おり利用される場合があり、一方、クレジット・リンク債は、基礎となる商品に対するエクスポージャーを創出するために許容制限内で利用される場合がある。目論見書に規定されているとおり、投資顧問会社はクレジット・リンク債に対して当ファンドの純資産額の20%を超える投資は行わない。

3.3 金利リスク

当ファンドの利付金融資産および負債は、財政状態およびキャッシュ・フローに関する市場金利の実勢水準の変動の影響および関連するリスクにさらされている。金利リスクは、当ファンドのリスクの重要な構成要素を占

めている。投資顧問会社は、当ファンドと同様に、総体的に個々の保有有価証券の修正デュレーションを監視している。投資顧問会社は、当ファンドの平均修正デュレーションが目論見書に規定されているとおり8年未満になるようにしている。以下の表は、金利リスクに対する当ファンドのエクスポージャーを要約したものである。表には、当ファンドの資産およびトレーディング負債が公正価値で含まれており、契約上の価格改定または満期日のいずれか早い方により分類されている。

	1ヶ月未満 (日本円)	1ヶ月以上 1年未満 (日本円)	1年以上 5年未満 (日本円)	5年以上 (日本円)	無利息 (日本円)	合計 (日本円)
2009年11月30日						
現在						
資産						
純損益を通じて 公正価値で測定 する金融資産	6,465,354,673	7,902,895,069	23,393,716,141	52,968,112,362	5,955,989,714	96,686,067,959
ブローカーに対 する債権	—	—	—	—	—	—
現金および現金 同等物	1,177,892,500	—	—	—	—	1,177,892,500
資産合計	7,643,247,173	7,902,895,069	23,393,716,141	52,968,112,362	5,955,989,714	97,863,960,459
負債						
償還可能受益証 券の保有者への 未払金	—	—	—	—	1,802,250,000	1,802,250,000
ブローカーに対 する債務	—	—	—	—	—	—
未払費用	—	—	—	—	100,709,403	100,709,403
負債合計	—	—	—	—	1,902,959,403	1,902,959,403
金利感応度 ギャップ合計	7,643,247,173	7,902,895,069	23,393,716,141	52,968,112,362	4,053,030,311	95,961,001,056
	1ヶ月未満 (日本円)	1ヶ月以上 1年未満 (日本円)	1年以上 5年未満 (日本円)	5年以上 (日本円)	無利息 (日本円)	合計 (日本円)
2009年5月31日						
現在						
資産						
純損益を通じて 公正価値で測定 する金融資産	3,440,255,613	8,190,130,314	22,101,261,564	68,168,648,204	4,860,037,875	106,760,333,570
ブローカーに対 する債権	—	—	—	—	1,771,485,171	1,771,485,171
現金および現金 同等物	3,165,066,911	—	—	—	—	3,165,066,911
資産合計	6,605,322,524	8,190,130,314	22,101,261,564	68,168,648,204	6,631,523,046	111,696,885,652
負債						
償還可能受益証 券の保有者への 未払金	—	—	—	—	2,005,800,000	2,005,800,000
ブローカーに対 する債務	—	—	—	—	1,187,125,245	1,187,125,245
未払費用	—	—	—	—	103,467,229	103,467,229
負債合計	—	—	—	—	3,296,392,474	3,296,392,474
金利感応度 ギャップ合計	6,605,322,524	8,190,130,314	22,101,261,564	68,168,648,204	3,335,130,572	108,400,493,178

金利感応度分析

当半年間の金利変動のボラティリティは、米ドル（USD）、ユーロおよび現地通貨建債券を参照するエマージング・マーケット・デット（以下「EMD」という。）・パフォーマンス・インデックスの過去の変動から算出される。

過去6ヶ月間のEMDパフォーマンス・インデックスの日々の利回り水準を使用して、利回り変動の日次平均は、純資産に対する影響額を算出するために計算され、各有価証券の修正デュレーションに適用される。各有価証券の影響額は、その有価証券の通貨単位に従って集計され、以下の表に示されている。

2009年11月30日現在	金利	
米ドル	4.42ベース・ポイントの上昇 118,984,859円	4.42ベース・ポイントの低下 (118,984,859円)
ユーロ	2.56ベース・ポイントの上昇 8,687,132円	2.56ベース・ポイントの低下 (8,687,132円)
その他の（現地）通貨	1.99ベース・ポイントの上昇 21,869,435円	1.99ベース・ポイントの低下 (21,869,435円)
	149,541,426円	(149,541,426円)

2009年5月31日現在		
米ドル	14.3ベース・ポイントの上昇 407,777,836円	14.3ベース・ポイントの低下 (407,777,836円)
ユーロ	9.1ベース・ポイントの上昇 59,407,982円	9.1ベース・ポイントの低下 (59,407,982円)
その他の（現地）通貨	5.8ベース・ポイントの上昇 67,145,766円	5.8ベース・ポイントの低下 (67,145,766円)
	534,331,584円	(534,331,584円)

3.4 信用リスクおよび取引相手方リスク

当ファンドは、発行体または取引相手方が期日に全額の支払ができなくなるリスクである信用リスクに対するエクスポージャーを引き受けている。当ファンドは、金融インフラが完全には整備されていない国々に投資する場合がある。その結果、当ファンドは、ブローカー、決済機関および取引所との取引に関するリスクを含む様々な信用リスクにさらされる。さらに、新興市場で発行された特定の有価証券の信用度は、評価が困難な場合がある。当ファンドはまた、取引相手方および保管機関に保有する資産が、これらの当事者の債務不履行により回収不能となるリスクにさらされている。

投資顧問会社は、承認されたブローカーおよびその他の評価の高い金融機関と取引することで、当ファンドの信用リスクを最小限に抑えている。当ファンドの金融資産もまた、定評のある承認された取引相手方により保管されている。

投資顧問会社は、各投資の信用格付を取引ベースで監視し、当ファンドが目論見書に規定されているとおりに投資方針を厳守することを確保している。これには、当ファンドが、当ファンドの純資産の10%を超えて、無格付けの発行体の、またはムーディーズもしくはスタンダード・アンド・プアーズのソブリン債信用格付けが、それぞれCaa1またはCCC+と同等かそれより低い発行体の有価証券には投資しないこと、および当ファンドの有価証

券の平均信用格付けが、最低でも、ムーディーズによる評価ではB1またはスタンダード・アンド・プアーズによる評価ではB+であることの確保が含まれている。

格付（ムーディーズ／スタンダード・アンド・プアーズ）	2009年11月30日現在 (%)	2009年5月31日現在 (%)
Aaa / AAA	2.16	0.86
P-1 / A-1	—	2.28
A3 / A-	1.66	0.72
Baa1 / BBB+	6.10	7.76
Baa2 / BBB	10.18	16.95
Baa3 / BBB-	13.11	2.29
Ba1 / BB+	11.29	15.05
Ba2 / BB	14.38	13.10
Ba3 / BB-	7.59	12.53
B1 / B+	7.23	4.09
B2 / B	10.25	7.51
B3 / B-	6.13	5.65
Caa1 / CCC+	1.76	2.13
Caa3 / CCC-	1.78	—
Ca / CC	—	0.64
C / C	1.23	—
D（スタンダード・アンド・プアーズのみ）	2.07	3.27
選択的債務不履行（スタンダード・アンド・プアーズのみ）	—	2.22
無格付け	3.08	2.95
	100.00	100.00

投資顧問会社は、当ファンドが目論見書に規定されたとおりに投資方針を厳守することを確保するため、クレジット・リンク債発行体の信用格付を監視している。

格付（ムーディーズ／スタンダード・アンド・プアーズ）	2009年11月30日現在 (%)	2009年5月31日現在 (%)
Aa3 / AA-	—	81.33
A1 / A+	100.00	18.67
合計	100.00	100.00

中間期末／年度末現在、信用補完考慮前の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、金融資産の帳簿価額であり、以下のとおりである。

	2009年11月30日現在 (日本円)	2009年5月31日現在 (日本円)
債券	80,918,843,263	90,473,470,500
デリバティブ資産	15,767,224,696	16,286,863,070
その他の資産	—	1,771,485,171
現金および現金同等物	1,177,892,500	3,165,066,911
合計	97,863,960,459	111,696,885,652

以下に開示した利息および／または元本の支払が不履行となっている投資を除いて、当該資産のいずれも、減損しておらず、期日が経過していないが減損していない。

	2009年11月30日現在 (日本円)	2009年 5月31日現在 (日本円)
Astana Finance 7.785% 08/06/2010	1,191,434,134	686,961,207
Sphynx Capital Markets 0% due 05/02/2009	—	876,607,909
Sphynx Capital Markets 10.25% due 30/01/2010	646,818,153	1,246,700,668
	<u>1,838,252,287</u>	<u>2,810,269,784</u>

上記の投資は、不履行となっている支払を2009年11月30日現在の公正価値の考慮に入れている。

2009年11月30日現在、当ファンドは、Sphynx Capital Markets（2009年2月5日償還期限、0%）の保有高をすべて売却している。

3.5 流動性リスク

当ファンドは日々、現金による受益証券の償還を行っている。そのため、当ファンドは、資産の大部分を活発な市場で取引され容易に処分可能な投資対象に投資している。当ファンドは、限られた割合の資産のみを活発に取引されていない投資対象に投資している。

受託会社は、投資顧問会社の助言による場合も含めて、当ファンドの利益のために合理的に決定する場合には、受益証券保有者の受益証券の償還請求の権利を一時停止すること、および／または償還金の支払を延期することが可能である。受益証券の償還を一時停止する場合、受益証券の償還は、一時停止終了後の最初の取引日に繰り延べられる。

また、受託会社は、取引日に償還される受益証券の合計口数を、取引日における発行済の受益証券の10%以上に制限することが可能である。

当ファンドは、借入金額が直前の評価日における純資産額の10%を超えない範囲で借入を行うことができる。当期中に借入は行われなかった。

当ファンドは時おり、店頭で取引されるデリバティブ商品（主にクレジット・リンク債）に対して投資する場合がある。かかる商品は組織化された市場で取引されておらず流動性が低い場合がある。その結果、当ファンドは、流動性のニーズを満たすため、または、特定の発行体の信用度の低下のような特別な事象に対応するために、これらの商品に対する投資を速やかに公正価値に近似する金額で換金することができない場合がある。

当ファンドの方針に従い、投資顧問会社は、日次ベースで当ファンドの流動性ポジションを監視している。

以下の表は、当ファンドの金融負債を、財政状態計算書日現在における契約上の満期日までの残存期間に基づき関連する満期でグルーピングして分析したものである。表中の金額は、契約上の割引前キャッシュ・フローである。

	1ヶ月未満 (日本円)	1ヶ月以上3ヶ月未満 (日本円)
2009年11月30日現在		
償還可能受益証券の保有者への未払金	1,802,250,000	—
ブローカーに対する債務	—	—
未払費用	—	100,709,403
財政状態計算書による元本および剰余金（仲値）（注記9）	<u>97,167,799,442</u>	<u>—</u>
2009年 5月31日現在		
償還可能受益証券の保有者への未払金	2,005,800,000	—
ブローカーに対する債務	1,187,125,245	—
未払費用	—	103,467,229

財政状態計算書による元本および剰
余金（仲値）（注記9）

109,955,929,358

—

3.6 為替リスク

当ファンドは、機能通貨である日本円以外の通貨建の資産を保有している。当ファンドは、為替レートの変動によりその他の通貨建の有価証券の価値が変動するため、為替リスクにさらされている。当ファンドは時おり、為替リスクの一定金額を削減するため、為替変動をヘッジする為替先渡契約、オプションまたは先物を利用する場合がある。

以下の表は、当ファンドの為替に対するエクスポージャーの要約である。

	2009年11月30日現在 (日本円)	2009年5月31日現在 (日本円)
資産		
ブラジル・レアル	6,913,844,767	8,125,069,502
ドイツ・マルク	2,321,413,166	895,303,826
ユーロ	12,142,296,260	16,874,994,370
フランス・フラン	1,353,383,459	908,591,494
ガーナ・セディ	1,867,757,022	1,574,759,386
日本円	—	2,064,973,365
メキシコ・ヌエボ・ペソ	4,580,807,498	4,388,742,525
新トルコ・リラ	3,982,756,050	3,955,494,858
ナイジェリア・ナイラ	886,162,005	253,406,062
南アフリカ・ランド	1,263	2,433,034,116
ウクライナ・フリヴニャ	833,402,311	1,168,483,143
米ドル	62,261,507,054	68,168,471,140
ザンビア・クワチャ	720,629,604	885,561,865
資産合計	97,863,960,459	111,696,885,652
負債		
ユーロ	—	697,298,661
日本円	1,873,327,219	2,078,976,095
シンガポール・ドル	4,453,771	6,367,230
米ドル	25,178,413	513,750,488
負債合計	1,902,959,403	3,296,392,474

当ファンドは、クレジット・リンク債の基礎となる為替に対してエクスポージャーを有している。以下の表は、エクスポージャーの要約である。

	2009年11月30日現在 (日本円)	2009年5月31日現在 (日本円)
クレジット・リンク債		
ブラジル・レアル	6,913,844,767	8,125,069,502
ユーロ	2,063,987,904	1,685,135,342
ウクライナ・フリヴニャ	833,402,311	1,616,620,351
クレジット・リンク債合計	9,811,234,982	11,426,825,195

当ファンドは、米ドル建の為替リンク債の基礎となる為替に対してエクスポージャーを有している。以下の表は、エクスポージャーの要約である。

	2009年11月30日現在 (日本円)	2009年5月31日現在 (日本円)
為替リンク債		

ウクライナ・フリヴニャ	476,925,044	—
為替リンク債合計	476,925,044	—

為替感応度分析

以下の表は、その他のすべての変数が不変の場合の、過去6ヶ月に基づいた、日本円に対する各主要保有通貨の平均月次変動を受けた元本および剰余金の変動を示している。

当年度中の為替レートの平均月次変動	元本および剰余金の変動	
	2009年11月30日現在 (日本円)	2009年5月31日現在 (日本円)
ブラジル・レアル		
[30 November 2009:0.2667%,31 May 2009:(2.0267%)]	18,439,224	(164,670,784)
ユーロ		
[30 November 2009:(0.7100%),31 May 2009:(1.3792%)]	(86,210,303)	(223,122,779)
メキシコ・ヌエボ・ペソ		
[30 November 2009:(1.4117%),31 May 2009:(2.5150%)]	(64,667,259)	(110,376,875)
新トルコ・リラ		
[30 November 2009:(1.6233%),31 May 2009:(2.3833%)]	(64,652,079)	(94,271,309)
米ドル		
[30 November 2009:(1.6700%),31 May 2009:(0.7333%)]	(1,039,346,688)	(496,112,067)

3.7 公正価値の見積り

当ファンドは、2009年1月1日に発効したIFRS第7号の改訂を適用した。同基準は、当ファンドに、測定を行う際に使用されるインプットの重要性を反映した公正価値ヒエラルキーを用いて公正価値測定を分類することを要求している。公正価値ヒエラルキーには、以下のレベルがある。

- ・同一の資産または負債の、活発な市場における相場価格（修正されていないもの）（レベル1）
- ・資産または負債について、レベル1に含まれる相場価格以外で、直接的に（すなわち価格として）、または間接的に（すなわち価格から算出）観察可能なインプット（レベル2）
- ・資産または負債について、観察可能な市場データに基づいていないインプット（すなわち観察不能な価格）（レベル3）

当ファンドは、容易に入手可能な、定期的に頒布または更新される、信頼できかつ検証可能な、独占的でない、および、関連する市場に積極的に関わっている独立した情報源によって供給される市場データを、観察可能なデータとみなしている。

以下の表は、2009年11月30日現在、公正価値で測定した当ファンドの金融資産および負債を（種類別に）公正価値ヒエラルキーの範囲内で分析したものである。

資産	レベル1 (日本円)	レベル2 (日本円)	レベル3 (日本円)	残高合計 (日本円)
売買目的金融資産：				
－債券	—	79,764,821,116	1,154,022,147	80,918,843,263
－デリバティブ資産	—	15,767,224,696	—	15,767,224,696
資産合計	—	95,532,045,812	1,154,022,147	96,686,067,959

以下の表は、2009年11月30日に終了した期間に係るレベル3の商品の変動を示したものである。

債券
(日本円)

2009年6月1日現在	
購入	876,607,909
売却	1,154,022,147
レベル3への振替	(265,193,172)
純利益に認識された利益および損失	—
2009年11月30日現在	(611,414,737)
	1,154,022,147
期末現在保有資産に係る、包括利益計算書に含まれる 当期の利益または損失合計	(611,414,737)

4 重要な会計上の見積りおよび判断

Sphynx Capital Markets（2009年2月5日償還期限、0%）の公正価値は、当該証券の契約上の特性および将来キャッシュ・フローをめぐる不確実性を考慮して、複数の割引将来キャッシュ・フローを加重した確率によって決定される。当該証券の評価に使用される割引率は、マーケット・リターンが観察可能である当該証券の現地法域の米ドル建ソブリン債の利回りに基づいている。

2009年11月30日現在、当ファンドは当該証券の保有高をすべて売却している。

5 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

売買目的保有の公正価値	2009年11月30日現在 (日本円)	2009年5月31日現在 (日本円)	2008年6月1日現在 (日本円)
原油ワラント	5,955,989,714	4,860,037,875	9,170,414,164
クレジット・リンク債	9,811,234,982	11,426,825,195	19,574,299,402
債券	80,918,843,263	90,473,470,500	169,172,509,854
売買目的保有合計	96,686,067,959	106,760,333,570	197,917,223,420

以下の表は保有する金融資産の要約である。

	2009年11月30日現在 公正価値 (日本円)	2009年5月31日現在 公正価値 (日本円)	2008年6月1日現在 公正価値 (日本円)
債券			
アルゼンチン			
Province Del Neuquen 8.656% due 18/10/2014 Series May	—	—	757,836,467
Province Del Neuquen 8.656% 18/10/2014 Series REGS	2,106,674,821	2,262,186,186	2,036,053,976
アルゼンチン合計	2,106,674,821	2,262,186,186	2,793,890,443
ボスニア・ヘルツェゴビナ			
Bosnia and Herzegovina 0% due 11/12/2017	2,321,413,166	895,303,826	—
ボスニア・ヘルツェゴビナ合計	2,321,413,166	895,303,826	—
コロンビア			
Republic of Colombia 11.75% due 01/03/2010	—	—	4,023,946,569

Republic of Colombia 10% due 23/01/2012	—	—	6,022,676,693
コロンビア合計	—	—	10,046,623,262
クロアチア			
Republic of Croatia 6.75% due 05/11/2019	1,873,065,952	—	—
クロアチア合計	1,873,065,952	—	—
ドミニカ共和国			
Dominican Republic 9.5% due 27/09/2011 Series REG	890,944,721	1,156,305,074	1,901,517,316
Ege Haina Finance Company 9.5% due 26/04/2017 Series REG	1,721,815,634	1,266,340,751	2,017,404,669
ドミニカ共和国合計	2,612,760,355	2,422,645,825	3,918,921,985
エクアドル			
Republic of Ecuador 9.375% 15/12/2015 Series REGS	1,717,052,756	2,375,337,463	4,694,198,468
エクアドル合計	1,717,052,756	2,375,337,463	4,694,198,468
エジプト			
Petroleum Export Cayman 5.265% 15/06/2011	4,887,169,612	5,735,246,697	8,203,109,234
エジプト合計	4,887,169,612	5,735,246,697	8,203,109,234
債券			
エルサルバドル			
Republic of El Salvador 7.65% due 15/06/2035	4,452,740,081	4,208,075,274	5,799,467,637
エルサルバドル合計	4,452,740,081	4,208,075,274	5,799,467,637
エストニア			
Eesti Energia AS,4.5% due 11/18/2020	1,607,366,947	767,443,905	—
エストニア合計	1,607,366,947	767,443,905	—
フィジー			
Fiji Republic of 6.875% due 13/09/2011	764,940,655	646,046,136	517,637,388
フィジー合計	764,940,655	646,046,136	517,637,388
ガボン			
Gabonese Republic 8.20% 12/12/2017 REGS	—	1,583,887,566	—
ガボン合計	—	1,583,887,566	—
グルジア			
Republic of Georgia 7.5% 15/04/2013	2,599,853,776	2,188,490,551	3,115,391,981
グルジア合計	2,599,853,776	2,188,490,551	3,115,391,981
ガーナ			
Ghana Govt 13.50% due 30/03/2010	21,906,874	20,786,317	36,678,380
Ghana Govt 13.67% due 15/06/2012	909,948,015	667,346,511	1,192,832,151
Ghana Govt 13.95% due 13/12/2010	329,438,795	291,323,544	—
Ghana Telecommunications Company Ltd FRN due 20/12/2010	—	—	436,048,429
Republic of Ghana 8.5% 04/10/2017	2,198,426,735	2,799,720,919	4,015,266,818
Sphynx Capital Markets 0% due 05/02/2009(Note 3.4)	—	876,607,909	1,774,193,548
Sphynx Capital Markets 0% due 11/08/2010	604,997,278	591,085,272	1,068,925,771

Sphynx Capital Markets 8.5% due
29/10/2012 Series EMTN

ガーナ合計

—	—	3,851,945,557
4,064,717,697	5,246,870,472	12,375,890,654

債券

グレナダ

Government of Grenada FRN due
15/09/2025 Series REGS

グレナダ合計

2009年11月30日現在 公正価値 (日本円)	2009年5月31日現在 公正価値 (日本円)	2008年6月1日現在 公正価値 (日本円)
499,737,479	239,400,151	281,056,552
499,737,479	239,400,151	281,056,552

ハンガリー

Hungary Government Bond 6.75%
12/04/2010 Series 10/C

ハンガリー合計

—	—	3,286,886,687
—	—	3,286,886,687

インドネシア

Republic of Indonesia 6.875%
17/01/2018 Series REGS

Republic of Indonesia 11.625%
04/03/2019

インドネシア合計

1,885,366,545	1,863,916,681	2,185,895,589
—	517,079,576	—
1,885,366,545	2,380,996,257	2,185,895,589

イラク

Republic of Iraq 5.8% due 15/01/2028

イラク合計

922,011,891	1,237,562,861	5,943,645,606
922,011,891	1,237,562,861	5,943,645,606

コートジボワール

Ivory Coast 1.9% due 30/03/2018

Ivory Coast 4% due 31/03/2018

Sphynx Capital Markets 10.25% due
30/01/2010(Note 3.4)

コートジボワール合計

1,353,383,459	908,591,494	1,426,346,760
—	457,360,648	—
646,818,153	1,246,700,668	3,383,901,919
2,000,201,612	2,612,652,810	4,810,248,679

ヨルダン

Dev Inv Jordan Arm Force 6.14% due
16/12/2019

ヨルダン合計

3,151,329,378	3,187,557,607	3,265,921,708
3,151,329,378	3,187,557,607	3,265,921,708

カザフスタン

Astana Finance 7.625% 16/02/2009

Astana Finance 7.875%
08/06/2010(Note 3.4)

Intergas Finance B.V. 6.375%
14/05/2017

Kazakhstan Temir Zholy 6.5% due
11/05/2011

Kazakhstan Temir Zholy 7% due
11/05/2016

カザフスタン合計

—	—	1,600,631,853
1,191,434,134	686,961,207	8,537,163,688
3,055,915,413	2,637,101,993	3,327,178,429
426,178,218	2,698,902,946	3,193,821,042
3,955,355,067	3,520,317,647	4,892,479,695
8,628,882,832	9,543,283,793	21,551,274,707

債券

リトアニア

Republic of Lithuania 9.375% due
22/06/2014 SER EMTN

リトアニア合計

2009年11月30日現在 公正価値 (日本円)	2009年5月31日現在 公正価値 (日本円)	2008年6月1日現在 公正価値 (日本円)
2,416,321,015	—	—
2,416,321,015	—	—

マケドニア			
FYR Macedonia 9.875% due 08/01/2013	2,315,774,172	—	—
マケドニア合計	2,315,774,172	—	—
メキシコ			
Mexican Cetes 0% 05/06/2008 Series BI	—	—	2,245,091,132
Mexican Cetes 0% 17/07/2008	—	—	2,125,013,980
Mexican Cetes 0% 28/08/2008 Series BI	—	—	1,504,662,066
Mexican Cetes 0% 18/12/2008 Series BI	—	—	2,254,549,508
Mexican UDI Bond 4.5% due 22/11/2035	4,580,807,498	4,388,742,525	—
Petroleos Mexicanos 8% due 03/05/2019	—	1,047,377,058	—
メキシコ合計	4,580,807,498	5,436,119,583	8,129,316,686
モロッコ			
Kingdom of Morocco 5.375% 27/06/2017	—	—	6,469,201,611
モロッコ合計	—	—	6,469,201,611
ペルー			
Interoceania IV 0% 30/11/2018 SER REGS	965,943,470	—	—
Peru Enhanced Pass-thru 0% 31/05/2018	677,097,103	—	—
Republic of Peru 8.375% 03/05/2016	—	—	2,893,547,434
Republic of Peru 6.55% due 14/03/2037	—	1,723,209,996	2,680,775,075
ペルー合計	1,643,040,573	1,723,209,996	5,574,322,509

	2009年11月30日現在 公正価値 (日本円)	2009年5月31日現在 公正価値 (日本円)	2008年6月1日現在 公正価値 (日本円)
債券			
ロシア			
AK Bars Luxembourg SA 8.25% 28/06/2010 Series EMTN	1,338,917,581	1,973,564,793	2,291,409,710
Dresdner (City of Moscow) 5.064% due 20/10/2016	1,393,134,036	2,279,304,144	3,037,005,569
Gaz Capital SA 9.25% due 23/04/2019 SER REGS	3,511,264,587	—	—
Gaz Capital (Gazprom) 6.605% 13/02/2018 Series EMTN	—	6,530,662,807	8,400,787,980
RSHB CAPTL (Russ AG BK) FRN 21/09/2016	2,524,555,563	2,439,884,069	2,588,690,642
Russian Federation 12.75% due 24/06/2028 Series REGS	—	—	3,907,029,657
ロシア合計	8,767,871,767	13,223,415,813	20,224,923,558
セルビア			
Republic of Serbia 3.75% due 01/11/2009	1,064,941,870	4,690,358,503	5,691,077,641
セルビア合計	1,064,941,870	4,690,358,503	5,691,077,641
南アフリカ			
Republic of South Africa 4.5% 05/04/2016 Series EMTN	—	1,339,658,682	508,396,898
Republic of South Africa 5.875% 30/05/2022	1,312,987,114	1,513,782,688	1,200,041,920
South African T-Bill 0% 11/06/2008 Series 273	—	—	690,613,784
South African T-Bill 0% 18/06/2008	—	—	1,378,821,123

South African T-Bills 0% 09/07/2008 Series 273	—	—	1,370,883,531
South African T-Bills 0% 16/07/2008 Series 273	—	—	1,368,644,160
South African T-Bills 0% 13/08/2008 Series 273	—	—	2,036,059,957
South African T-Bills 0% 08/10/2008 Series 273	—	—	534,476,350
South Africa T-Bills 0% 15/10/2008 Series 273	—	—	666,313,671
South African T-Bills 0% 19/11/2008 Series 273	—	—	1,578,079,230
South African T-Bills 0% 26/11/2008 Series 273	—	—	905,283,054
South African T-Bills 0% 17/06/2009 Series 273	—	655,447,808	—
South African T-Bills 0% 15/07/2009	—	593,121,806	—
South African T-Bills 0% 22/07/2009	—	1,184,464,502	—
南アフリカ合計	1,312,987,114	5,286,475,486	12,237,613,678

	2009年11月30日現在 公正価値 (日本円)	2009年5月31日現在 公正価値 (日本円)	2008年6月1日現在 公正価値 (日本円)
債券			
スリランカ			
Republic of Sri Lanka 7.4% due 22/01/2015 SER REGS	125,008,499	—	—
スリランカ合計	125,008,499	—	—
国際機関			
African Development Bank 9% due 17/05/2010	886,162,005	253,406,062	—
European Investment Bank 12.25% due 26/02/2010	720,629,604	662,497,311	—
International Finance Corporation 0% 30/07/2010 SER GMTN	476,925,044	—	—
国際機関合計	2,083,716,653	915,903,373	—
トリニダード・トバゴ			
Petro Co Trin/Tobago Ltd 6% due 08/05/2022 Series REGS	3,884,864,725	3,547,899,000	5,122,988,264
トリニダード・トバゴ合計	3,884,864,725	3,547,899,000	5,122,988,264
トルコ			
Turkey Government Bond 10% 15/02/2012 Series CPI	3,982,756,050	3,955,494,858	2,262,800,557
Turkey Government Bond FRN 26/02/2014	—	—	3,040,243,747
トルコ合計	3,982,756,050	3,955,494,858	5,303,044,304
ウクライナ			
Credit Suisse (CITY KYIV) 8.25% 26/11/2012	1,696,955,945	1,443,743,052	2,387,962,084
Ukraine Government 4.95% due 13/10/2015	—	823,447,464	—
ウクライナ合計	1,696,955,945	2,267,190,516	2,387,962,084
ベネズエラ			
Republic of Venezuela 6% due 09/12/2020	948,511,827	1,671,351,438	2,660,851,078
ベネズエラ合計	948,511,827	1,671,351,438	2,660,851,078

	2009年11月30日現在 公正価値 (日本円)	2009年5月31日現在 公正価値 (日本円)	2008年6月1日現在 公正価値 (日本円)
債券			
ザンビア			
Zambia Treasury Bill due 14/07/2008 Series 273	—	—	594,181,259
Zambia Treasury Bill due 28/07/2008 Series 273	—	—	30,326,110
Zambia T-Bill 0% 16/06/2008 Series 182	—	—	307,111,332
Zambia T-Bill 0% 28/07/2008 Series 182	—	—	303,464,402
Zambia T-Bill 0% 08/09/2008	—	—	449,319,382
Zambia T-Bill 0% 15/09/2008 Series 273	—	—	297,363,709
Zambia T-Bill 0% 20/10/2008 Series 273	—	—	147,498,350
Zambia T-Bill 0% 27/10/2008 Series 273	—	—	221,046,892
Zambia T-Bill 0% 10/11/2008 Series 273	—	—	87,842,358
Zambia T-Bill 0% 26/01/2009 Series 364	—	—	142,994,067
Zambia T-Bill 0% 15/06/2009 Series 273	—	223,064,554	—
ザンビア合計	—	223,064,554	2,581,147,861
債券合計	80,918,843,263	90,473,470,500	169,172,509,854
クレジット・リンク債			
アンゴラ			
Deutsche Bank AG FRN due 19/06/2016	2,063,987,904	1,685,135,342	—
アンゴラ合計	2,063,987,904	1,685,135,342	—
ブラジル			
ING Bank NV 6% due 15/05/2015 Series REGS	6,913,844,767	8,125,069,502	9,312,595,943
ブラジル合計	6,913,844,767	8,125,069,502	9,312,595,943
インドネシア			
Citigroup Funding Inc 13.4% 17/02/2011	—	—	2,100,448,145
Deutsche Bank AG 12.0% 19/09/2011	—	—	2,017,878,136
インドネシア合計	—	—	4,118,326,281
マラウイ			
Citigroup Funding Inc 0% 09/06/2008 Ser ^{MWK}	—	—	60,524,993
マラウイ合計	—	—	60,524,993

	2009年11月30日現在 公正価値 (日本円)	2009年5月31日現在 公正価値 (日本円)	2008年6月1日現在 公正価値 (日本円)
クレジット・リンク債			
ウクライナ			
ING Bank NV FRN due 31/12/2008	—	—	186,565,812
ING Bank NV 9.35% due 02/09/2009 Series EMTN	—	291,562,172	542,438,809
ING Bank NV 11.89% due 30/12/2009	436,913,030	468,634,145	910,590,024
ING Bank NV 7.95% due 05/05/2010 Series EMTN	329,728,935	341,535,903	691,739,473
ING Bank NV 9.45% due 28/09/2011	66,760,346	66,750,923	198,729,086
UBS AG Jersey Branch due 06/01/2010 Series EMTN	—	448,137,208	864,431,794
ウクライナ合計	833,402,311	1,616,620,351	3,394,494,998

ベトナム

Barclays Bank Plc 7.7% 16/11/2009 Series VND	—	—	737,086,232
Hong Kong & Shanghai Bank due 15/11/2011 Series EMTN	—	—	571,612,773
Hong Kong & Shanghai Bank 7.62% due 07/02/2012 Series EMTN	—	—	511,950,519
Hong Kong & Shanghai Bank 0% 23/10/2012	—	—	527,524,106
HSBC Holdings Plc 7.8% due 19/03/2012	—	—	340,183,557
ベトナム合計	—	—	2,688,357,187
クレジット・リンク債合計	9,811,234,982	11,426,825,195	19,574,299,402

原油ワラント

ナイジェリア

Central Bank of Nigeria Expires 15/11/2020	2,931,973,377	2,752,262,982	4,963,103,521
ナイジェリア合計	2,931,973,377	2,752,262,982	4,963,103,521

ベネズエラ

Republic of Venezuela — Oil Expires 15/04/2020 Series CHF	443,426,398	334,921,391	549,493,991
Republic of Venezuela — Oil Expires 15/04/2020 Series USD	2,099,472,297	1,409,463,792	2,902,628,743
Republic of Venezuela — Oil Expires 15/04/2020 Series DM	481,117,642	363,389,710	755,187,909
ベネズエラ合計	3,024,016,337	2,107,774,893	4,207,310,643
原油ワラント合計	5,955,989,714	4,860,037,875	9,170,414,164
投資ポートフォリオ	96,686,067,959	106,760,333,570	197,917,223,420

6 デリバティブ金融商品

当ファンドは、以下のデリバティブ金融商品を保有している。

(a) クレジット・リンク債

当ファンドは、クレジット・リンク債を購入することができる。クレジット・リンク債は、当ファンドが基礎となる参照資産を直接購入していた場合に受ける経済的影響を再現するよう意図されている。クレジット・リンク債のリスクには、基礎となる参照資産の潜在的な債務不履行、クレジット・リンク債に関連する基礎となる参照資産の通貨価値の変動、当ファンドがクレジット・リンク債を通常の営業過程で処分できない潜在的な可能性および取引相手方が契約に基づく債務を履行できない可能性が含まれている。

投資家は、満期前に参照資産に信用事由が発生しなかった場合には、満期時に額面価額を受け取る。参照資産が債務不履行になった場合、発行体が債券を早期償還するか（債券の保有者へ債務不履行となった参照資産を譲渡）、または、投資家が債券の満期時に返還して受け取る正味金額が減額される。クレジット・リンク債の満期は、通常、参照資産の満期と同じである。

クレジット・リンク債は当初、取引日現在の公正価値で認識され、その後、公正価値で再測定される。クレジット・リンク債は店頭で取引されるため、公正価値はディーラーの気配値から得られる。

(b) 原油ワラント

原油ワラントは、ブレイディ・ボンドの債務再編に基づき、1990年代前半に額面債および割引債と共に発行され、最終的に額面債および割引債から分離された。原油ワラントは、半年毎に決済が予定されているが、原油ワラントはイン・ザ・マネーの状態でなければならず、これは原油価格の強さに左右される。

本質的には、ワラントは、期中の平均参照価額が決済日における行使価格を超過した場合に、6ヶ月ごとに最高額（定額）まで支払われる。

原油ワラントは当初、取引日現在の公正価値で認識され、その後、公正価値で再測定される。公正価値はディーラーの気配値から得られる。

7 現金および現金同等物

キャッシュ・フロー計算書目的では、現金および現金同等物は、当初満期が90日未満の以下の残高で構成されている。

	2009年11月30日現在 (日本円)	2009年5月31日現在 (日本円)	2008年6月1日現在 (日本円)
現金および現金同等物	1,177,892,500	3,165,066,911	7,932,310,640

現金および現金同等物は、保管受託銀行に保管されている金銭である。

8 未払費用

	2009年11月30日現在 (日本円)	2009年5月31日現在 (日本円)	2008年6月1日現在 (日本円)
未払運用報酬	71,077,219	73,176,095	199,885,557
未払受託会社報酬および管理事務代行会社報酬	13,318,364	14,017,418	32,587,613
未払保管受託銀行報酬	6,772,551	9,906,486	16,612,980
その他の未払費用	9,541,269	6,367,230	25,749,741
	100,709,403	103,467,229	274,835,891

未払費用の帳簿価額は、財政状態計算書日現在の公正価値に近似している。

9 受益証券

すべての受益証券は、分配金を受ける権利があり、償還日に当ファンドの受益証券1口当たり純資産額に基づく比例持分の支払を受ける権利がある。関連する変動は、所有者持分変動計算書に示されている。注記1に概説された目的および注記3のリスク管理方針に従い、当ファンドは受け取った募集金額を適切な投資対象に投資するよう努める一方で、償還に見合う十分な流動性を維持する。このような流動性は、短期借入金または必要な場合は上場有価証券の処分によって高められる。

募集および償還の目的で当ファンドの純資産額を決定するため、投資は、関連する取引日の営業終了時点の市場価格の仲値に基づき評価される。財政状態計算書日現在の市場価格の買呼値を使用した当ファンドの受益証券保有者に帰属する元本および剰余金の調整は、以下の表において説明されている。

	2009年11月30日現在 (日本円)	2009年5月31日現在 (日本円)	2008年6月1日現在 (日本円)
財政状態計算書による元本および剰余金（買呼値）	95,961,001,056	108,400,493,178	205,662,275,803
買呼値から仲値への調整	1,206,798,386	1,555,436,180	1,630,490,675
財政状態計算書による元本および剰余金（仲値）	97,167,799,442	109,955,929,358	207,292,766,478

10 分配金

当半年間に支払われた分配金は、以下で構成されている。

2009年11月30日	権利付最終日	分配金額
受益証券1口当たり分配金60円	2009年6月3日	973,572,000円
受益証券1口当たり分配金60円	2009年7月7日	948,252,000円
受益証券1口当たり分配金50円	2009年8月3日	789,460,000円
受益証券1口当たり分配金50円	2009年9月3日	769,545,000円
受益証券1口当たり分配金50円	2009年10月5日	736,247,500円
受益証券1口当たり分配金50円	2009年11月4日	709,497,500円
		4,926,574,000円

2008年11月28日		
受益証券1口当たり分配金60円	2008年6月3日	1,313,790,000円
受益証券1口当たり分配金60円	2008年7月3日	1,314,090,000円
受益証券1口当たり分配金60円	2008年8月4日	1,323,810,000円
受益証券1口当たり分配金60円	2008年9月3日	1,303,530,000円
受益証券1口当たり分配金60円	2008年10月3日	1,274,916,600円
受益証券1口当たり分配金60円	2008年11月4日	1,226,188,200円
		7,756,324,800円

11 関連当事者との取引

当事者は、ある当事者が他の当事者を支配する力を有しているか、または他の当事者の財務または営業の決定に重要な影響力を行使する場合に、関連があるとみなされる。

当財務書類中に別途開示された以外に、当半年間に以下の関連当事者との取引が行われた。

(a) 運用報酬

投資顧問会社は、当ファンドの純資産額の年率0.40%の運用報酬を受け取る権利がある。当該報酬は、各取引日の当ファンドの純資産額に基づき日々発生し、後払いされる。

(b) 受託会社報酬および管理事務代行会社報酬

受託会社報酬および管理事務代行会社報酬は、当ファンドの純資産額のうち、最初の100百万米ドルに相当する日本円に対しては0.135%、100百万米ドル超300百万米ドル以下に相当する日本円に対して0.12%、300百万米ドル超500百万米ドル以下に相当する日本円に対しては0.085%、500百万米ドル超に相当する日本円に対して0.05%が課される。

当該報酬の最低額は、年額48,000米ドルに相当する日本円とする。当該年間報酬は、日々発生し、後払いされる。

(c) 保管受託銀行報酬

当ファンドは、保管受託サービスを提供するザ バンク オブ ニューヨーク メロン（保管受託銀行）のサービスを契約している。保管受託銀行報酬は、保護預け手数料、取引手数料、送金手数料およびその他の手数料で構成されている。保護預け手数料は、保管受託契約の条件に従って市場ごとのベース・ポイントに基づき課される。送金手数料およびその他の手数料は、1取引当たり6.50米ドルから20米ドルの範囲で取引ごとに課される。

12 比較数値

前会計期間における保管受託銀行報酬およびその他の営業費用は、当会計期間の分類に合わせるために組み替えられている。以前は、保管受託銀行報酬およびその他の営業費用は、保管受託銀行および管理事務代行会社報酬に含まれていた。これらの組替の結果、元本および剰余金合計に対する影響はなかった。

2009年5月31日現在の原油ワラントの価額は、48,600,379円から4,860,037,875円に訂正されており、その結果、影響を受ける比較数値が修正されている。財政状態計算書において、2009年5月31日の比較数値のうち、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産ならびに元本および剰余金合計は、それぞれ4,811,437,496円増加している。

「マネー・マーケット・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

	[平成21年 9月15日現在]	[平成22年 3月15日現在]
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,269,864	6,276,383
国債証券	1,639,704,135	1,689,617,692
未収利息	12	14
流動資産合計	1,645,974,011	1,695,894,089
資産合計	1,645,974,011	1,695,894,089
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	—	—
負債合計	—	—
純資産の部		
元本等		
元本	1,622,736,631	1,670,812,801
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	23,237,380	25,081,288
元本等合計	1,645,974,011	1,695,894,089
純資産合計	1,645,974,011	1,695,894,089
負債純資産合計	1,645,974,011	1,695,894,089

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日	自 平成21年 9月16日 至 平成22年 3月15日
有価証券の評価基準及び 評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業 者、銀行等の提示する価額（ただし、売気 配は使用いたしません。）、価格情報会社 の提供する価額又は日本証券業協会発表 の売買参考統計値（平均値）に基づいて 評価しております。	国債証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[平成21年 9月15日現在]	[平成22年 3月15日現在]
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首に おける当該親投資信託の元本額	1,519,520,379円	1,622,736,631円
同期中における追加設定元本額	104,597,604円	49,261,084円
同期中における一部解約元本額	1,381,352円	1,184,914円
同期末における元本の内訳		
フロンティア・ワールド・インカム・ファン ド	1,621,551,717円	1,621,551,717円
フロンティア・ワールド・インカム・ファン ド（1年決算型）	1,184,914円	—円
リアル・インド株式ファンド（3ヵ月決算 型）	—円	49,261,084円
合 計	1,622,736,631円	1,670,812,801円

2.本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	1,622,736,631口	1,670,812,801口
-------------------------------------	----------------	----------------

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	[平成21年 9月15日現在]		[平成22年 3月15日現在]	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含ま れた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含ま れた評価差額 (円)
国債証券	1,639,704,135	210,765	1,689,617,692	98,502
合 計	1,639,704,135	210,765	1,689,617,692	98,502

（注）貸借対照表計上額の金額には、当期間の損益に含まれた評価差額の金額を含んでいます。

なお、「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

I 取引の状況に関する事項

区 分	自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日	自 平成21年 9月16日 至 平成22年 3月15日
	該当事項はありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

種 類	[平成21年 9月15日現在]	[平成22年 3月15日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	自 平成21年 3月17日 至 平成21年 9月15日	自 平成21年 9月16日 至 平成22年 3月15日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	[平成21年 9月15日現在]	[平成22年 3月15日現在]
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0143円 (10,143円)	1.0150円 (10,150円)

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備 考
国債証券	第73回国庫短期証券	530,000,000	529,854,574	
	第87回国庫短期証券	1,110,000,000	1,109,773,500	

第87回国庫短期証券	50,000,000	49,989,618	
国 債 証 券 小 計	1,690,000,000	1,689,617,692	
有 価 証 券 合 計	1,690,000,000	1,689,617,692	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成22年4月30日現在）

「フロンティア・ワールド・インカム・ファンド」

I 資産総額	82,569,667,194 円
II 負債総額	1,479,760,008 円
III 純資産総額（I－II）	81,089,907,186 円
IV 発行済口数	102,701,055,868 口
V 1万口当たり純資産額（III／IV）	7,896 円

（参考）

「マネー・マーケット・マザーファンド」

I 資産総額	1,696,144,325 円
II 負債総額	－ 円
III 純資産総額（I－II）	1,696,144,325 円
IV 発行済口数	1,670,812,801 口
V 1万口当たり純資産額（III／IV）	10,152 円

第5 【設定及び解約の実績】

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
第1期特定期間	第1期計算期間	20,611,071,000口	57,400,000口
	第2期計算期間	5,134,290,000口	28,450,000口
	第3期計算期間	7,289,660,000口	86,400,000口
	第4期計算期間	7,571,182,000口	120,150,000口
第2期特定期間	第5期計算期間	6,329,120,000口	441,800,000口
	第6期計算期間	8,129,860,000口	409,930,000口
	第7期計算期間	15,610,090,000口	687,820,000口
	第8期計算期間	14,275,070,000口	344,630,000口
	第9期計算期間	13,233,754,000口	586,750,000口
	第10期計算期間	13,138,350,000口	717,737,000口
第3期特定期間	第11期計算期間	18,570,632,329口	1,206,800,000口
	第12期計算期間	19,679,188,284口	1,217,160,000口
	第13期計算期間	15,384,005,601口	1,817,540,000口
	第14期計算期間	11,901,140,430口	1,551,240,000口
	第15期計算期間	9,661,398,710口	1,384,592,019口
	第16期計算期間	9,818,081,834口	2,297,781,760口
第4期特定期間	第17期計算期間	9,574,698,028口	2,510,833,424口
	第18期計算期間	10,086,516,210口	3,858,694,299口
	第19期計算期間	11,116,071,841口	5,703,275,625口
	第20期計算期間	13,109,078,113口	3,664,766,199口
	第21期計算期間	10,733,538,116口	5,475,375,037口
	第22期計算期間	8,080,474,196口	6,459,677,218口
第5期特定期間	第23期計算期間	7,540,776,368口	5,101,620,828口
	第24期計算期間	6,697,428,076口	4,731,006,520口
	第25期計算期間	7,574,720,265口	6,102,359,483口
	第26期計算期間	8,441,686,102口	6,144,414,059口
	第27期計算期間	8,706,640,006口	7,803,952,792口
	第28期計算期間	7,524,841,125口	12,847,508,679口
第6期特定期間	第29期計算期間	3,504,602,027口	10,184,734,334口
	第30期計算期間	1,476,432,803口	11,643,425,965口
	第31期計算期間	2,138,775,808口	5,858,906,957口
	第32期計算期間	7,356,871,325口	7,466,564,236口
	第33期計算期間	4,655,633,886口	11,570,380,806口
	第34期計算期間	2,801,101,293口	16,930,382,739口

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数
第7期特定期間	第35期計算期間	2,109,411,915口	8,440,062,132口
	第36期計算期間	3,179,603,297口	7,654,900,916口
	第37期計算期間	4,517,124,498口	7,557,084,129口
	第38期計算期間	4,045,965,540口	7,505,641,770口

	第39期計算期間	5,053,264,563口	7,209,855,024口
	第40期計算期間	3,796,295,759口	6,356,262,897口
第8期特定期間	第41期計算期間	1,055,202,618口	5,229,196,830口
	第42期計算期間	893,076,189口	9,463,796,575口
	第43期計算期間	647,031,484口	6,776,727,022口
	第44期計算期間	561,170,848口	6,879,448,332口
	第45期計算期間	568,590,037口	9,239,283,551口
	第46期計算期間	473,968,782口	12,101,182,283口

（注）第 1 期計算期間の設定口数には、当初申込期間の販売口数を含みます。

第三部 【特別情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

現在の資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

b. 委託会社の機構

（イ）株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

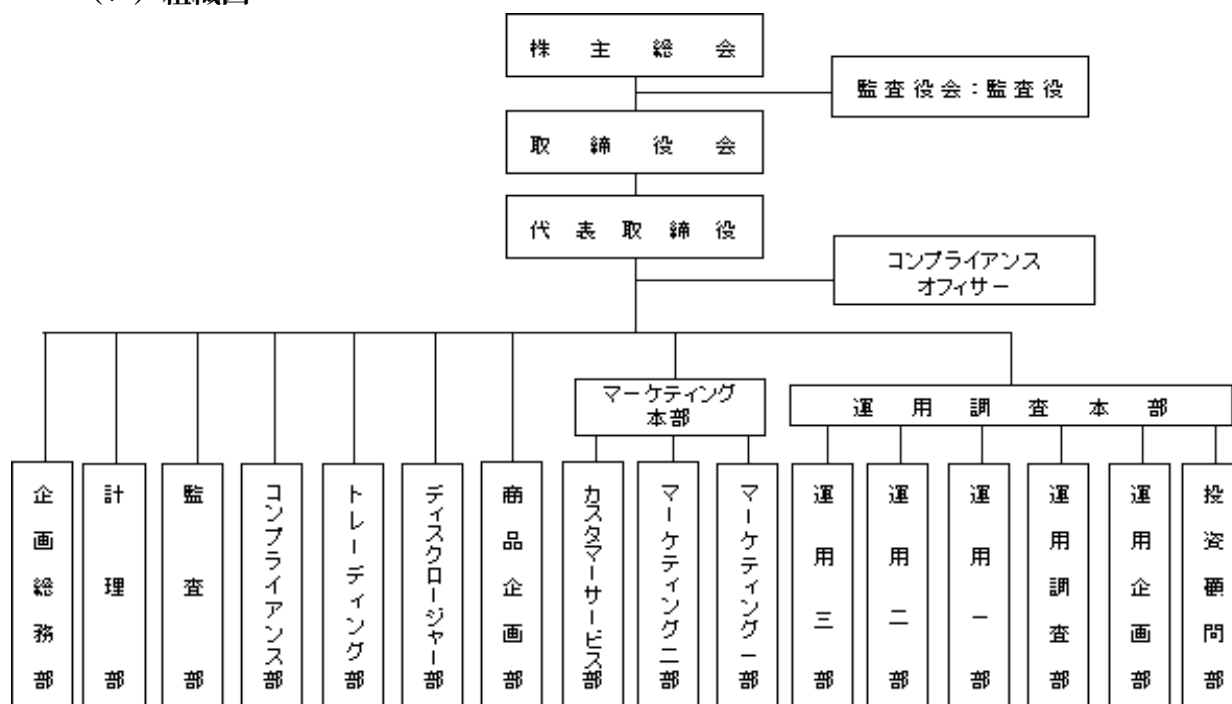
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

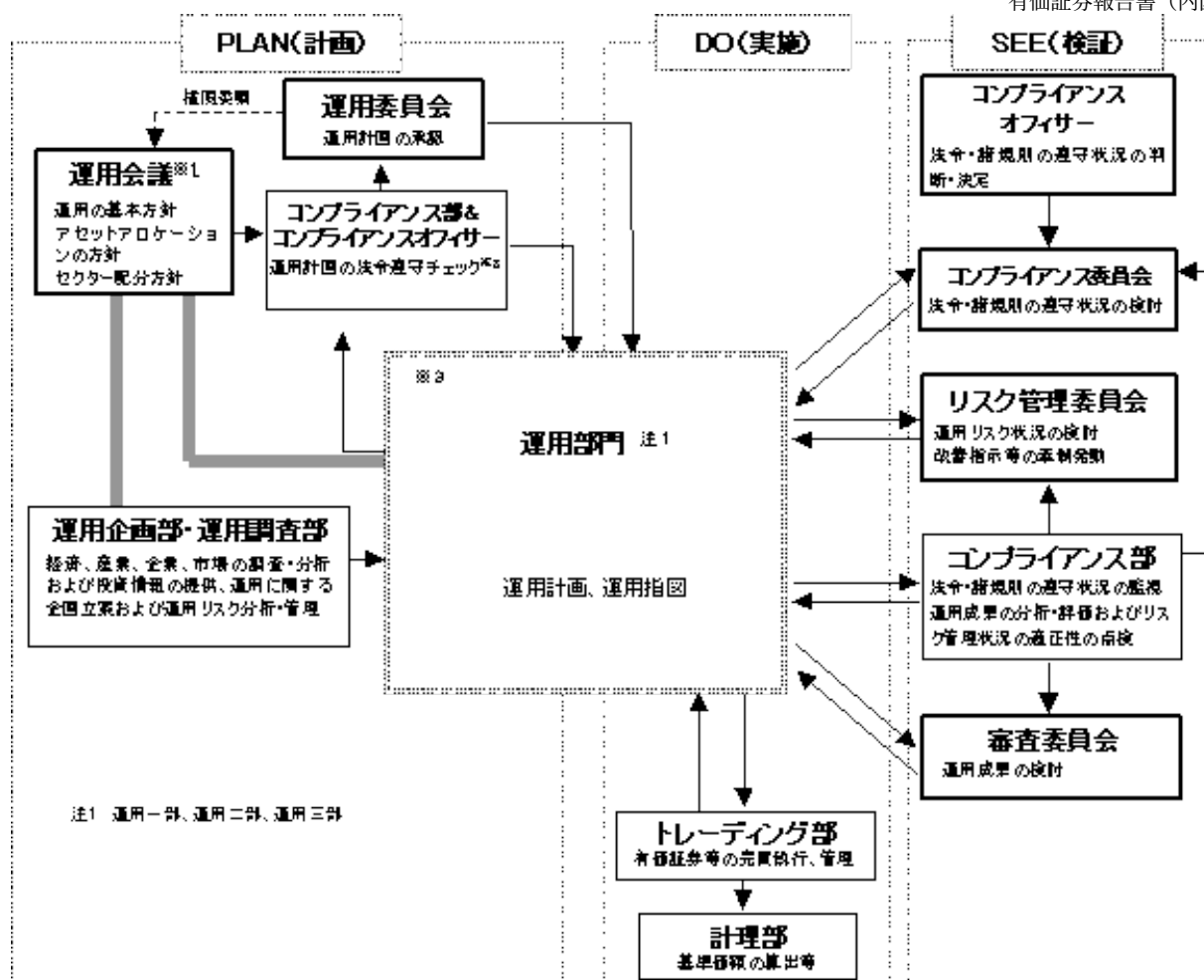
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

（ロ）組織図



（ハ）投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・運用調査部、運用部門(運用一部～三部)で構成されます。

※2 コンプライアンス部およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年4月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成22年4月30日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	172	1,794,521
株式投資信託（合計）	143	1,359,928
単位型	2	9,035
追加型	141	1,350,892
公社債投資信託（合計）	29	434,592
単位型	2	1,030
追加型	27	433,561

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第48期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第49期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第48期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第49期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人保森会計事務所の監査を受けております。

第50期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第49期事業年度の財務諸表 監査法人保森会計事務所

第50期事業年度の財務諸表 新日本有限責任監査法人

(1) 【貸借対照表】

		第48期 (平成20年3月31日)		第49期 (平成21年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)						
流動資産						
現金及び預金			4,433,825			4,283,840
有価証券			10,923,754			9,625,456
貯蔵品			—			7,563
前払金			24,501			29,862
前払費用			14,672			16,515
未収入金			537			574,913
未収委託者報酬			1,939,794			1,009,712
未収収益			35,695			6,983
繰延税金資産			207,652			35,449
その他			5,559			207
流動資産計			17,585,993	67.6		15,590,505
69.0						
固定資産						
有形固定資産			62,235	0.3		149,359
建物	※2	26,479			37,992	
器具・備品	※2	35,756			40,940	
リース資産	※2	—			70,426	
無形固定資産			163,335	0.6		121,322
電話加入権			91		91	
ソフトウェア	※3	163,244			121,230	
0.5						

投資その他の資産		8,201,355	31.5	6,723,288	29.8
投資有価証券	7,089,236			5,721,741	
関係会社株式	77,100			77,100	
長期貸付金	1,465			767	
長期前払費用	303			1,816	
長期未収入金	26,400			19,200	
長期差入保証金	123,399			111,056	
長期繰延税金資産	—			278,400	
前払年金費用	355,950			485,705	
長期性預金	500,000			—	
その他	27,500			27,500	
固定資産計		8,426,926	32.4	6,993,969	31.0
資産合計		26,012,920	100.0	22,584,475	100.0

		第48期 (平成20年3月31日)		第49期 (平成21年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
預り金		12,823		13,096	
リース債務		—		31,681	
未払金		1,341,353		712,738	
未払収益分配金		1,258		1,398	
未払償還金		127,719		97,416	
未払手数料	※1	1,039,572		543,310	
その他未払金		172,802		70,614	
未払費用	※1	110,089		66,054	
未払法人税等		691,961		1,900	
賞与引当金		245,300		112,600	
役員賞与引当金		32,000		9,000	
その他流動負債		23,997		—	
流動負債計		2,457,524	9.4	947,072	4.2
固定負債					
長期リース債務		—		39,847	
繰延税金負債		43,170		—	
退職給付引当金		185,524		172,869	
役員退職慰労引当金		57,166		54,958	
執行役員退職慰労引当金		76,500		97,916	
固定負債計		362,361	1.4	365,592	1.6
負債合計		2,819,886	10.8	1,312,664	5.8
(純資産の部)					
株主資本					
資本金		4,524,300	17.4	4,524,300	20.0
資本剰余金		2,761,700	10.6	2,761,700	12.2
資本準備金		2,761,700		2,761,700	
利益剰余金		15,539,426	59.7	14,491,097	64.2
利益準備金		360,493		360,493	
その他利益剰余金		15,178,933		14,130,604	
別途積立金		12,118,000		12,118,000	
繰越利益剰余金		3,060,933		2,012,604	
自己株式		△4,616	△0.0	△4,616	△0.0
株主資本合計		22,820,810	87.7	21,772,481	96.4

評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			372,224			△500,670	
評価・換算差額等合計			372,224	1.5		△500,670	△2.2
純資産合計			23,193,034	89.2		21,271,810	94.2
負債・純資産合計			26,012,920	100.0		22,584,475	100.0

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第48期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		第49期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
営業収益					
委託者報酬		14,374,812		9,887,702	
その他営業収益		10,965		9,363	
営業収益計		14,385,778	100.0	9,897,065	100.0
営業費用					
支払手数料	※1	8,411,774		5,837,722	
広告宣伝費		311,260		205,698	
公告費		2,777		2,786	
調査費		674,282		573,801	
調査費		227,374		255,008	
委託調査費		439,682		311,653	
図書費		7,225		7,139	
委託計算費		271,821		270,091	
営業雑経費		231,636		233,927	
通信費		36,001		37,754	
印刷費		165,972		167,544	
協会費		8,068		10,002	
諸会費		3,042		3,078	
その他		18,551		15,547	
営業費用計		9,903,552	68.9	7,124,027	72.0
一般管理費					
給料		1,315,872		1,290,562	
役員報酬	※2	92,870		91,015	
給料・手当		1,011,601		1,068,065	
賞与		211,401		131,482	
交際費		22,313		15,122	
寄付金		6,887		6,228	
旅費交通費		80,261		75,297	
租税公課		100,161		54,854	
不動産賃借料		172,666		193,402	
賞与引当金繰入		245,300		112,600	
役員賞与引当金繰入		32,000		9,000	
役員退職慰労引当金繰入		30,200		26,791	
退職給付費用		89,752		127,318	
減価償却費		62,851		102,328	
諸経費		405,231		379,150	
一般管理費計		2,563,498	17.8	2,392,656	24.2
営業利益		1,918,726	13.3	380,381	3.8

区分	注記 番号	第48期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)			第49期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)		
		金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
営業外収益	※3						
受取配当金			152,404			41,437	
有価証券利息			89,726			55,679	
受取利息			28,590			43,909	
時効成立分配金・償還金			50,555			24,672	
雑益			6,789			3,178	
営業外収益計			328,066	2.3		168,878	1.7
営業外費用							
支払利息			—			2,538	
時効成立後支払分配金・償還金			20,051			29,547	
雑損			482			1,457	
営業外費用計			20,533	0.1		33,543	0.3
経常利益			2,226,258	15.5		515,715	5.2
特別利益							
投資有価証券売却益			527,548			241,990	
貸倒引当金戻入益			208			—	
特別利益計			527,756	3.6		241,990	2.4
特別損失	※3						
固定資産除却損			673			599	
投資有価証券売却損			1,639			3,180	
投資有価証券評価損			—			7,890	
電話加入権評価損			242			—	
特別損失計			2,555	0.0		11,669	0.1
税引前当期純利益	※4		2,751,460	19.1		746,036	7.5
法人税、住民税及び事業税		1,073,360			22,672		
法人税等調整額		75,379	1,148,740	8.0	222,333	245,005	2.4
当期純利益			1,602,720	11.1		501,030	5.1

(3) 【株主資本等変動計算書】

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金		
				特別償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金
平成19年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	1,414	12,118,000	2,550,463
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,093,665
当期純利益						1,602,720
特別償却準備金の取崩				△1,414		1,414

株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額 合計（千円）				△1,414		510,469
平成20年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	—	12,118,000	3,060,933

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有 価証券評 価差額金	
平成19年3月31日 残高（千円）	△4,616	22,311,755	1,109,292	23,421,048
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△1,093,665		△1,093,665
当期純利益		1,602,720		1,602,720
特別償却準備金の取崩		—		—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			△737,068	△737,068
事業年度中の変動額 合計（千円）		509,054	△737,068	△228,013
平成20年3月31日 残高（千円）	△4,616	22,820,810	372,224	23,193,034

第49期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金		
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
				別途 積立金	繰越利益 剰余金
平成20年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	3,060,933
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,549,359
当期純利益					501,030
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)					
事業年度中の変動額 合計（千円）					△1,048,328
平成21年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	2,012,604

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成20年3月31日 残高（千円）	△4,616	22,820,810	372,224	23,193,034
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△1,549,359		△1,549,359
当期純利益		501,030		501,030
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額）			△872,894	△872,894
事業年度中の変動額 合計（千円）		△1,048,328	△872,894	△1,921,223
平成21年3月31日 残高（千円）	△4,616	21,772,481	△500,670	21,271,810

重要な会計方針

項目	第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第49期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1)満期保有目的債券 償却原価法（定額法） (2)関係会社株式 総平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法	(1)満期保有目的債券 同左 (2)関係会社株式 同左 (3)その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2. 固定資産の減価償却 の方法	(1)有形固定資産 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～47年 器具備品 2～20年 （会計方針の変更）	(1)有形固定資産 （リース資産を除く） 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～47年 器具備品 2～20年

	平成19年度法人税法の改正に伴い「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第81号 平成19年4月25日）が平成19年4月1日以降終了する事業年度から適用されることになったことから、当期より同取扱いを適用し、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。	
--	---	--

重要な会計方針

項目	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
2. 固定資産の減価償却の方法	(追加情報) 平成19年度法人税法改正に伴い「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第81号 平成19年4月25日）が平成19年4月1日以降終了する事業年度から適用されることになったことから、当期より同取扱いを適用し、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。 (2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。 ――	(2)無形固定資産 同左 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金	(1)貸倒引当金

	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	同左
	(2)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。	(2)賞与引当金 同左
	(3)役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。	(3)役員賞与引当金 同左

重要な会計方針

項目	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
3. 引当金の計上基準	(4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 (5)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 (6)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。	(4)退職給付引当金 同左 (5)役員退職慰労引当金 同左 (6)執行役員退職慰労引当金 同左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	――
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。	消費税等の会計処理方法 同左

会計処理方法の変更

第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
---	(棚卸資産の評価に関する会計基準) 当期から平成18年7月5日公表の「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 (リース取引に関する会計基準) 当期から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。 また、リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前年度末における未経過リース料期末残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上しております。（リース取引に関する会計基準の適用指針第78項）

表示方法の変更

第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
---	(貸借対照表) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）が適用となることに伴い、当期から「貯蔵品」として区分掲記しております。なお、前期の「その他」に含まれる「貯蔵品」は3,736千円であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

第48期 (平成20年3月31日)	第49期 (平成21年3月31日)												
※ 1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>未払手数料</td><td>876,116千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>4,915千円</td></tr> </table> ※ 2. 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>69,159千円</td></tr> </table>	未払手数料	876,116千円	未払費用	4,915千円	建物	69,159千円	※ 1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>未払手数料</td><td>445,736千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>3,523千円</td></tr> </table> ※ 2. 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>77,409千円</td></tr> </table>	未払手数料	445,736千円	未払費用	3,523千円	建物	77,409千円
未払手数料	876,116千円												
未払費用	4,915千円												
建物	69,159千円												
未払手数料	445,736千円												
未払費用	3,523千円												
建物	77,409千円												

器具備品 326,412千円	器具備品 332,202千円 リース資産 31,652千円
※ 3. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 81,323千円	※ 3. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 131,057千円

（損益計算書関係）

第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第49期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 7,030,935千円	※ 1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 4,724,024千円
※ 2. 役員報酬の範囲額 取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 48,000千円以内	※ 2. 役員報酬の範囲額 同左
※ 3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 673千円	※ 3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 599千円
※ 4. 法人税、住民税及び事業税1,073,360千円のうち法人税は733,532千円、住民税は155,739千円、事業税184,088千円であります。	※ 4. 法人税、住民税及び事業税22,672千円のうち法人税は13,082千円、住民税は6,507千円、事業税3,082千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	474	—	—	474

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,093,665	600	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	繰越利益 剰余金	1,549,359	850	平成20年3月31日	平成20年6月25日

第49期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
-------	-----	----	----	-----

普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250
---------	-----------	---	---	-----------

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	474	—	—	474

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,549,359	850	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	繰越利益 剰余金	492,149	270	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(リース取引関係)

第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)												
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引												
(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額	(1)リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。 (2)リース資産の減価償却方法 重要な会計方針の「2．固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。												
<table><tr><td></td><td>取得価額 相当額 (千円)</td><td>減価償却 累 計 額 相 当 額 (千円)</td><td>期末残高 相当額 (千円)</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>152,354</td><td>56,731</td><td>95,623</td></tr><tr><td>合計</td><td>152,354</td><td>56,731</td><td>95,623</td></tr></table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累 計 額 相 当 額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	器具備品	152,354	56,731	95,623	合計	152,354	56,731	95,623	
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累 計 額 相 当 額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)										
器具備品	152,354	56,731	95,623										
合計	152,354	56,731	95,623										
(2)未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年内 30,070千円 1年超 67,456千円 合計 97,527千円													
(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 27,621千円 減価償却費相当額 26,089千円													

支払利息相当額	2,150千円
(4)減価償却費相当額の算定方法	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
(5)利息相当額の算定方法	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
(減損損失について)	リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

第48期（平成20年3月31日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	6,402,910	6,407,200	4,289
	(3)その他	—	—	—
	小計	6,402,910	6,407,200	4,289
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	500,118	499,800	△318
	(2)社債	4,500,562	4,497,210	△3,352
	(3)その他	—	—	—
	小計	5,000,681	4,997,010	△3,671
合計		11,403,591	11,404,210	618

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	45,457	60,858	15,400
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	2,032,733	2,544,471	511,738
	小計	2,078,190	2,605,329	527,139
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	3,271,046	3,144,344	△126,701
	小計	3,271,046	3,144,344	△126,701
合計		5,349,237	5,749,674	400,437

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
-------------	-----------------	-----------------

2,163,885	527,548	1,639
-----------	---------	-------

4. 時価評価されていない有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
1. 満期保有目的の債券	—
2. その他有価証券	
(1)非上場株式	341,418
(2)MMF	518,306
3. 関係会社株式	77,100

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
(1)国債・地方債等	500,118	—	—	—
(2)社債	9,905,329	998,143	—	—
(3)その他	—	—	—	—
2. その他 投資信託	—	—	—	—
合計	10,405,448	998,143	—	—

第49期（平成21年3月31日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	(1)国債・地方債等	301,581	301,950	369
	(2)社債	2,522,607	2,523,810	1,203
	(3)その他	—	—	—
	小計	2,824,188	2,825,760	1,572
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	2,304,962	2,299,690	△5,272
	(3)その他	—	—	—
	小計	2,304,962	2,299,690	△5,272
合計		5,129,150	5,125,450	△3,700

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	45,457	55,676	10,219
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	535,458	580,788	45,330
	小計	580,915	636,464	55,549
	(1)株式	—	—	—

貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	5,674,256	4,774,548	△899,708
	小計	5,674,256	4,774,548	△899,708
合計		6,255,171	5,411,012	△844,158

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
1,008,498	278,250	37,002

4. 時価評価されていない有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
1. 満期保有目的の債券 コマーシャル・ペーパー	3,995,353
2. その他有価証券	
(1)非上場株式	310,728
(2) F F F	500,952
3. 関係会社株式	77,100

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
(1)国債・地方債等	301,581	—	—	—
(2)社債	4,827,569	—	—	—
(3)その他	3,995,353	—	—	—
2. その他 投資信託	—	203,060	—	—
合計	9,124,503	203,060	—	—

(注) 当期において、有価証券について7,890千円（その他有価証券のうち時価のない株式 7,890千円）減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項

	第48期	第49期
--	------	------

	(平成20年3月31日)	(平成21年3月31日)
	千円	千円
(1)退職給付債務	△858,532	△867,908
(2)年金資産	809,433	741,559
(3)未積立退職給付債務(1)＋(2)	△49,099	△126,349
(4)未認識数理計算上の差異	368,695	563,607
(5)未認識過去勤務債務（債務の減額）	△149,170	△124,422
(6)貸借対照表計上額純額(3)＋(4)＋(5)	170,425	312,835
(7)前払年金費用	355,950	485,705
(8)退職給付引当金(6)－(7)	185,524	172,869

3. 退職給付費用に関する事項

	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第49期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	千円	千円
(1)勤務費用	80,719	88,007
(2)利息費用	15,232	17,170
(3)期待運用収益（減算）	16,598	16,188
(4)数理計算上の差異の費用処理額	23,562	50,599
(5)過去勤務債務の費用処理額	△24,747	△24,747
(6)退職給付費用(1)＋(2)－(3)＋(4)＋(5)	78,167	114,840
(7)その他	11,585	12,477
計(6)＋(7)	89,752	127,318

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（第48期 30,416千円、第49期 27,666千円）については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

2. 「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務の計算基礎

	第48期 (平成20年3月31日)	第49期 (平成21年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	2.0%	2.0%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

(税効果会計関係)

第48期 (平成20年3月31日)	第49期 (平成21年3月31日)
----------------------	----------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(千円) 繰延税金資産 賞与引当金損金算入限度超過額 112,833 減価償却費限度超過額 12,223 退職給付引当金損金算入限度超過額 106,617 受益証券発行費否認 9,361 投資有価証券評価損否認 134,724 非上場株式評価損否認 55,053 その他投資評価損否認 6,109 未払事業税否認 57,176 確定拠出年金移換資産否認 9,764 その他 <u>44,181</u> 繰延税金資産小計 548,046 評価性引当額 <u>△75,567</u> 繰延税金資産計 <u>472,479</u> 繰延税金負債 前払年金資産認容額 △144,836 有価証券評価差額 △162,938 その他 <u>△224</u> 繰延税金負債計 <u>△307,998</u> 繰延税金資産（負債）の純額 <u>164,481</u> (注) 繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。(千円) 流動資産－繰延税金資産 207,652 固定負債－繰延税金負債 43,170 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(千円) 繰延税金資産 賞与引当金損金算入限度超過額 49,479 減価償却費限度超過額 11,010 退職給付引当金損金算入限度超過額 110,182 受益証券発行費否認 9,317 投資有価証券評価損否認 67,362 非上場株式評価損否認 58,264 その他投資評価損否認 6,109 有価証券評価差額 343,488 その他 <u>35,808</u> 繰延税金資産小計 691,022 評価性引当額 <u>△145,222</u> 繰延税金資産計 <u>545,799</u> 繰延税金負債 前払年金資産認容額 △197,633 その他 <u>△34,316</u> 繰延税金負債計 <u>△231,949</u> 繰延税金資産（負債）の純額 <u>313,849</u> (注) 繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。(千円) 流動資産－繰延税金資産 35,449 固定資産－長期繰延税金資産 278,400 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.69% (調整) 役員給与永久に損金算入されない項目 1.75〃 交際費等永久に損金算入されない項目 1.46〃 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △2.94〃 住民税均等割等 0.51〃 税効果未認識差異 △8.60〃 その他 <u>△0.02〃</u> 税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>32.84%</u>
--	--

(関連当事者情報)

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員・兼任等	事実上の関係				
親会社	新光証券株式会社	東京都中央区	125,167,284	証券業	(被所有) 直接76.54 間接 7.04	1名	当社設定の投資信託受益証	債券等の現先取引(注1)	1,498,333	短期貸付金	—

							券の募集・販売	当社設定の投資信託受益証券の募集・販売に係る代行手数料の支払い(注2)	7,030,935	未払手数料	876,116
--	--	--	--	--	--	--	---------	-------------------------------------	-----------	-------	---------

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
2. 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事実上の関係				
親会社の子会社	新光ビルディング株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	なし	事務所の賃借	事務所の賃借(注1)	130,976	長期差入保証金	87,303
親会社の子会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	なし	計算業務の委託	計算委託料支払(注2)	46,584	その他未払金	4,076
								ハウジングサービス料支払(注2)	13,704	その他未払金	1,199

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
2. 計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

第49期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事 者の関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注4)	科目	期末残高 (千円) (注4)
親会社	新光証券株式会社 (注1)	東京都 中央区	125,167,284	金融商品 取引業	(被所有) 直接76.54 間接 7.04	当社設定 の投資信託 受益権の募集 ・販売 役員の兼任	コマーシャル ペーパー (注2)	1,996,897	有価証券	1,997,673
							債券等の現 先取引(注 2)	5,387,067	短期貸付金	—
							当社設定の 投資信託受 益権の募集 ・販売に係 る代行手数料 の支払い (注3)	4,724,024	未払手数料	445,736

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 新光証券株式会社は、みずほ証券株式会社と平成21年5月7日付で合併し、みずほ証券株式会社に商号変更をしております。
2. コマーシャルペーパー、現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
3. 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
4. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事 者の関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注3)	科目	期末残高 (千円) (注3)
同一の 親会社を 持つ会社	新光ビル ディング 株式会社	東京都 中央区	4,110,000	不動産 賃貸業	直接 4.05	事務所の 賃借	事務所の賃 借 (注1)	147,330	長期差 入保証 金	99,186
同一の 親会社を 持つ会社	日本証券 テクノロ ジー株 式会社	東京都 中央区	228,000	情報サ ービス 業	なし	計算業務 の委託	計算委託料 支払(注 2)	46,584	その他 未払金	4,076
							ハウジング サービス料 支払 (注2)	17,184	その他 未払金	1,472

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
2. 計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

新光証券株式会社（東京証券取引所に上場）

（注）新光証券株式会社は、みずほ証券株式会社と平成21年5月7日付で合併し、みずほ証券株式会社に商号変更をしております。

（1株当たり情報）

第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第49期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
1株当たり純資産額 12,724円01銭 1株当たり当期純利益 879円27銭	1株当たり純資産額 11,670円00銭 1株当たり当期純利益 274円87銭
（注） 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 純資産の部の合計額 23,193,034千円 普通株式に係る純資産額 23,193,034千円 普通株式の発行済株式数 1,823千株 普通株式の自己株式数 0千株 1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 1,822千株 2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。 3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 損益計算書上の当期純利益 1,602,720千円 普通株式に係る当期純利益 1,602,720千円 普通株主に帰属しない金額 一千円 普通株式の期中平均株式数 1,822千株	（注） 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 純資産の部の合計額 21,271,810千円 普通株式に係る純資産額 21,271,810千円 普通株式の発行済株式数 1,823千株 普通株式の自己株式数 0千株 1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 1,822千株 2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。 3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 損益計算書上の当期純利益 501,030千円 普通株式に係る当期純利益 501,030千円 普通株主に帰属しない金額 一千円 普通株式の期中平均株式数 1,822千株

（重要な後発事象）

第48期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	第49期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
該当事項はありません	同左

[次へ](#)

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第50期中間会計期間末 (平成21年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
(資産の部)		
I 流動資産		
現金及び預金		4,380,441
有価証券		4,311,424
貯蔵品		6,406
未収委託者報酬		1,622,971
繰延税金資産		83,025
その他		167,263
流動資産合計		10,571,533
II 固定資産	※1	
有形固定資産		
建物		34,511
器具・備品		37,731
リース資産		20,463
有形固定資産計		92,706
無形固定資産		
ソフトウェア		96,489
その他		91
無形固定資産計		96,581
投資その他の資産		
投資有価証券		11,603,853
長期繰延税金資産		71,091
前払年金費用		481,680
その他		155,428
投資その他の資産計		12,312,053
固定資産合計		12,501,340
資産合計		23,072,874

		第50期中間会計期間末 (平成21年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
(負債の部)		
I 流動負債		
未払金		
未払収益分配金		1,413
未払償還金		89,796
未払手数料		897,782
その他未払金		44,029

未払金計	1,033,022
未払法人税等	180,651
未払消費税等	18,524
賞与引当金	120,000
リース債務	32,091
その他	78,024
流動負債合計	1,462,315
II 固定負債	
退職給付引当金	172,697
役員退職慰労引当金	53,458
執行役員退職慰労引当金	101,416
長期リース債務	23,699
固定負債合計	351,271
負債合計	1,813,586
(純資産の部)	
I 株主資本	
資本金	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	12,118,000
繰越利益剰余金	1,702,361
その他利益剰余金計	13,820,361
利益剰余金合計	14,180,854
自己株式	△5,426
株主資本合計	21,461,428
II 評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△202,140
評価・換算差額等合計	△202,140
純資産合計	21,259,287
負債純資産合計	23,072,874

(2) 中間損益計算書

		第50期中間会計期間 (自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)
I 営業収益	※1	
委託者報酬		4,696,015
営業収益合計		4,696,015
II 営業費用及び一般管理費		4,439,451
営業利益		256,563
III 営業外収益		
受取配当金		26,278
有価証券利息		38,949
受取利息		7,380

時効成立分配金・償還金	10,614
法人税等還付加算金	15,671
その他	1,451
営業外収益合計	100,346
IV 営業外費用	
支払利息	1,018
時効成立後支払分配金・償還金	4,936
その他	1,696
営業外費用合計	7,651
経常利益	349,258
V 特別利益	
投資有価証券売却益	3,827
特別利益合計	3,827
VI 特別損失	
固定資産除却損	134
過年度減価償却費	41,013
特別損失合計	41,147
税引前中間純利益	311,937
法人税、住民税及び事業税	175,106
法人税等調整額	△45,075
中間純利益	181,906

(3) 中間株主資本等変動計算書

第50期中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）（単位 千円）

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金		
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
				別途 積立金	繰越利益 剰余金
平成21年3月31日残高	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	2,012,604
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当					△492,149
中間純利益					181,906
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純額）					
中間会計期間中の変動額合計					△310,243
平成21年9月30日残高	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	1,702,361

	株主資本		評価・ 換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成21年3月31日残高	△4,616	21,772,481	△500,670	21,271,810

中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当		△492,149		△492,149
中間純利益		181,906		181,906
自己株式の取得	△810	△810		△810
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純額）			298,530	298,530
中間会計期間中の変動額合計	△810	△311,053	298,530	△12,523
平成21年9月30日残高	△5,426	21,461,428	△202,140	21,259,287

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項 目	第50期中間会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1)有価証券 ①満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） ②関係会社株式 総平均法による原価法 ③その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（総平均法により算定）ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入する方法 時価のないもの 総平均法による原価法 (2)たな卸資産 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 貯蔵品 最終仕入原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～47年 器具備品 2～20年 (2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

項 目	第50期中間会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）
-----	---

2. 固定資産の減価償却の方法	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。 (会計方針の変更) 従来、リース資産の減価償却の方法はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用していましたが、平成21年5月7日に親会社合併による親会社の会計処理変更と統一を図るために、当中間会計期間から定率法に変更しております。 この変更により、前期までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額41,013千円は特別損失として計上しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、リース資産は33,984千円減少し、営業利益及び経常利益は7,028千円増加し、税引前中間純利益は33,984千円減少しております。
-----------------	--

項 目	第50期中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
-----	--

95/105

普通株式（株）	1,823,250	—	—	1,823,250
---------	-----------	---	---	-----------

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	474	90	—	564

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 90株

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	492,149	270	平成21年3月31日	平成21年6月25日

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

（リース取引関係）

第50期中間会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）	
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	
①リース資産の内容	
有形固定資産	
主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。	
②リース資産の減価償却方法	
中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「2. 固定資産の減価償却方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。	

（有価証券関係）

第50期中間会計期間末（平成21年9月30日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)国債・地方債等	—	—	—
(2)社債	8,669,589	8,694,400	24,810
(3)その他	—	—	—
合計	8,669,589	8,694,400	24,810

2. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額(千円)	差額 (千円)
(1)株式	45,457	60,637	15,180
(2)債券	—	—	—
① 国債・地方債等	—	—	—

② 社債	801,068	800,643	△424
③ その他	—	—	—
(3)その他	6,359,599	6,004,023	△355,575
合計	7,206,124	6,865,304	△340,819

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額（千円）
(1)関連会社株式	77,100
(2)その他有価証券	
①非上場株式（店頭売買株式を除く）	303,283

（デリバティブ取引関係）

第50期中間会計期間末（平成21年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第50期中間会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）	
1株当たり純資産額	11,663円71銭
1株当たり中間純利益	99円79銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

項 目	第50期中間会計期間末 （平成21年9月30日）
純資産の部の合計額（千円）	21,259,287
普通株式に係る純資産額（千円）	21,259,287
普通株式の発行済株式数（千株）	1,823
普通株式の自己株式数（千株）	0
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数（千株）	1,822

2. 1株当たり中間純利益

項 目	第50期中間会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）
中間純利益（千円）	181,906
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式にかかる中間純利益（千円）	181,906
期中平均株式数（千株）	1,822

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b. 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 住友信託銀行株式会社（「受託者」）

a. 資本金の額

平成22年4月末日現在、342,037百万円

b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド（「投資顧問会社」）

a. 資本金の額

平成22年4月末日現在、300万ポンド

b. 事業の内容

英国籍の法人であり、内外の有価証券等にかかる投資顧問業務を営んでいます。

(3) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表

（平成22年4月末日現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
大山日ノ丸証券株式会社	215	同上
三津井証券株式会社	558	同上
六和証券株式会社	204	同上
岡安証券株式会社	500	同上
新和証券株式会社	780	同上
西村証券株式会社	500	同上
かざか証券株式会社	15,447	同上
飯田証券株式会社	257	同上
寿証券株式会社	305	同上
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	同上
黒川木徳証券株式会社	2,065	同上
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100	同上
丸八証券株式会社	3,251	同上
楽天証券株式会社	7,477	同上
成瀬証券株式会社	720	同上
野村證券株式会社	10,000	同上
株式会社SBI証券	47,937	同上
マネックス証券株式会社	7,425	同上

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「投資顧問会社」は以下の業務を行います。

委託者に対する助言および情報提供等

「販売会社」は以下の業務を行います。

- (1) 募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

- (1) みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.4%を所有しています。
- (2) 委託者は、三津井証券株式会社の株式の5.7%を所有しています。

(3) 委託者は、寿証券株式会社の株式の1.2%を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

当特定期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書の訂正届出書	平成21年10月9日
	平成21年12月14日
有価証券報告書	平成21年12月14日
臨時報告書	平成21年9月29日
	平成21年12月25日

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

新光投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員
業務執行社員 公認会計士 窪田 健一

代表社員
業務執行社員 公認会計士 三枝 哲

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※） 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

新光投信株式会社
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員 公認会計士 窪田 健一 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 三枝 哲 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月28日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中俊之 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第50期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

注記事項「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載されているとおり、会社は当中間会計期間より所有権移転外ファイナンス・リース資産の減価償却方法について定率法による方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年4月27日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中 俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフロンティア・ワールド・インカム・ファンドの平成21年9月16日から平成22年3月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フロンティア・ワールド・インカム・ファンドの平成22年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年10月27日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフロンティア・ワールド・インカム・ファンドの平成21年3月17日から平成21年9月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フロンティア・ワールド・インカム・ファンドの平成21年9月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)